の故を以て除名さる。

大正十四年四月六日、無産地方政党たる九州民憲党を結成し中央執行委員長となる。昭和三年二月普選第一次の総選挙に福岡縣第二区より出馬し最高点を以て代議士に当選す。

議員

杉山元次郎氏

明治六年十月六日生

現住所	大阪市西区堂島浜通り三ノ一八
原籍地	大阪府泉南郡北中通村五屋
所属団体	全国農民組合
職業	歯科医

略歴

明治三十六年大阪府立農学校卒業後和歌山縣農会技手たり、四十二年仙台市東北学院神学部卒業、大正九年まで福島縣相馬郡小高町にて日本基督教会の伝道師となす。

大正十一年四月九日より十五年十二月まで日本農民組合の組合長たりしが同組合に分裂作用起るや組合長を辞し、昭和二年三月分裂による脱退組を結合して日本労農党支持の全日本農民組合を結成し組合長に推さる。

また、大正十四年十二月結党後僅かに三時間にて解散を命ぜられし吉田磯吉の大衆的無産政党たる農民労働党の執行委員長たりしことあり。

昭和三年二月の総選挙には日本労農党公認として大阪府第五区より立候補し惜しくも次点となり落選す。

著書「通俗福音物語」「農村経営の理想」「農家経営の実際」「五用論」「農民組合の理論と実際」等あり。

外に大正十三年三月歯科医学の免許証を受く。

相談役

松谷與二郎氏

明治十三年月日生

現住所	東京市神田区岩井町一五
原籍地	石川縣
所属団体	自由法曹団、日本大衆党東京府聯合会会長
職業	弁護士

略歴

十二才にして石川縣七尾区裁判所の給仕となり、後郵便局員、鉄道庫、弁護士事務員等の傍ら独学を続け、大正十三年弁護士となる。

川崎造船所罷業事件、奥村電気爭議事件、高松の小作爭議等の弁護は氏の取扱ひたる事件の主なるものなり。

昭和三年二月総選挙に際し、東京第六区より日本労農党公認として出馬、可惜次点となして落選す。

相談役

高橋亀吉氏

明治廿五年　月　日生

現住所	東京市赤坂区青山南町五ノ二七
原籍地	山口縣徳山町西町
所属団体	
職業	著述業

略歴

十五才の時、高等小学校中途退学右直ちに大阪に上り一ケ年袋物問屋の丁稚小僧となり、十六才の時朝鮮咸鏡北道城津に渡り四ケ年半、店員生活をなす。帰国後早稲田大学に入り大正五年卒業、久原鉱業会社に入社、七年退社して東洋経済新報社に入り昭和二年まで記者をなす。

又、大正十五年頃、日本農民党顧問たることあり、

著書に「経済学の実際知識」「金融の基礎知識」「日本資本主義経済の研究」

「末期の日本資本主義経済とその転換」「資本主義末期の研究」等あり。

書記長

平野力三氏

明治　年　月　日生

現住所	東京市麻布区三番町ホ二番地四号館内
原籍地	岐阜縣
所属団体	全日本農民組合
職業	

略歴

大正八年頃拓殖大学在学中、常州に視察に赴き、労働者農民の搾取圧迫の実状を親しく視て帰校するや、直ちに報告大演説会を開き学校当局より退校を命ぜられんとしたことありしが、後早稲田大学に転じ、建設者同盟に入り北沢新次郎氏の下に学生社会運動に投じ啓蒙運動に身を献ぐ。それより鈴木文治氏等の日本農民組合に入り群馬縣、山梨縣、岐阜縣に於て専ら農民の組織指導に任ず。大正十五年第五回日本農民組合全国大会を機に右翼分子を排して、全日本農民組合同盟を創立し、又、日本農民党を結成して書記長たり、昭和三年十二月五党合同になる日本大衆党の生るるや推されて書記長となる。

書記次長

河野密氏

明治三十年十二月六日生

現住所	東京市外荻窪大久保三〇六
原籍地	千葉縣夷隅郡十川村
所屬団体	
職業	著述業

略歴

大正十一年東京帝大法学部卒業、東京朝日新聞及び大阪朝日新聞外報部勤務、大正十二年秋同社を辞し、同志社の講師たりしが、大正十二年十二月日本労農党の結成が成るや、之を機会に講師の職を捨て、爾来日本労農党の為めに働く、同党内有数の理論家なり。

昭和三年十二月合同による日本大衆党の生るゝや推されて現在の要職に就任す。

著書飜訳多く「神聖家族」「マルクス歴史、社会及び国家学説」「功利主義論」等あり。

中央執行委員

麻生久氏

明治廿四年五月廿四日生

現住所	東京市本郷区駒込動坂町六八
原籍地	大分縣玖珠郡東飯田村
所屬団体	日本労働組合同盟
職業	弁護士

略歴

大正六年東京帝大法科卒業、大正八年五月まで東京日々新聞記者、雑誌「解放」を主宰せしことあり、八年六月日本労働総同盟の前身たる友愛会に入り、出版部長、鉱山部長、主事等を経て、九年全日本鉱夫組合聯合会を創立し顧問たり、後日本労働総同盟政治部長たりしが、大正十五年十一月総同盟が労働農民党を脱退せる直後、総同盟を脱して別に日本労働組合同盟を組織し、又、中間派たる日本労農党を結成して委員長（後書記長）となる。

また、大正八年十二月、日立鉱山の労働爭議を指導し、栃木小虎氏等十数名と共に治警法にふれ入獄したれども、当時知識階級出身の労働運動者として下獄したる最初の記録として有名なり。

昭和三年二月、総選挙に際し栃木縣第一区より足尾銅山を中心とし日本労農党公認にて立候補し不幸落選す。

著書「労働運動者のひとり言」「濁流に泳ぐ」「生きんとする群」「黎明」「人生を横ぎる者」「無産政党の理論と実際」「無産政党とは何ぞや」等あり。

中央執行委員

山名義鶴氏

明治四四年九月十七日生

現住所	大阪市外吹田千里山
原籍地	青森市外
所属団体	日本労働組合同盟
職業	著述業

略歴

山名男爵家に長男として生れたりしが現在は一平民たり。大正六年東京帝大法科卒業、大正七—九年、内務省保健衛生調査会嘱託、大正九—十四年、大原社会問題研究所嘱託、大正十三年一月以来日本労働総同盟政治部員たり。氏は大正八年の頃より帝大生によって生れたる新人会を創め、学生社会運動に投じたり。常に麻生久氏、栃橋小虎氏と行を共にし総同盟に早くより関係を有す。総同盟分裂後は、麻生、栃橋と共に日本労農党を結成す。東京及関西地方の労働運動には影武者として活躍し功労し。

中央執行委員

三輪寿壮氏

明治廿七年十二月十五日生

現住所	東京市外中野町東中野一、六一三
原籍地	福岡縣糟屋郡貫内村大字古賀
所属団体	
職業	弁護士

略歴

中学修猷館を出で第一高等学校を経て東京帝大法科を大正九年卒業、直ちに自由法律相談所を設け弁護士を開業す。当時より労働運動に参加し、日本労働総同盟に深き関係を有す。大正十五年春労働農民党が結成さるゝや最初の書記長となり、後総同盟の脱退によって同党に分裂作用起るや麻生氏等と行を共にし中間派たる日本労農党を結成し推されて書記長となる。

著書に「カウツキー著、社会民主党綱領解説」の翻訳あり、其他評論等多し。

中央執行委員
鈴木茂三郎氏
明治廿六年二月七日生

現住所	東京市外蒲田町女塚一五五
原籍地	愛知縣宝飯郡蒲郡町字町九九
所屬団体	
職業	著述業

略歴

正規の学歴なけれども早大專門部政治科卒業、大正四年より八年まで報知新聞、大正八、九年大阪大正日々新聞記者たりしが、両者共編輯ストライキにて退社、十一年より昭和三年五月迄東京日々、大阪毎日新聞記者なりしが「思想国難」事件にて退社す。後一ケ年を紐育に、一ケ年を欧洲並に革命直後のロシアに遊ぶ。帰朝后昭和三年七月二十二日無産大衆党の結成と共に参加し書記長となり翌年十二月五党合同に依り成立した日本大衆党に入る。

著書に「労農ロシアの国賓として」其他多し。

中央執行委員
中澤辨次郎氏
明治廿四年七月七日生

現住所	東京市外平塚町戸塚一一九
原籍地	埼玉縣児玉郡丹生村
所屬団体	中部日本農民組合
職業	著述業

略歴

埼玉の野に自作兼小作農の子として生れ、二十三才まで農業に従事し、特に学歴として見るものなし。現在主として農政学を研究、農民の実際生活問題を調査中なり。岐阜の大和農民組合の組合長たりしが、後中部民衆党を組織し党首たり、昭和三年十二月五党合同により日本大衆党の生まるゝや合同に加盟して今日に至る。

著書に「小作制度論」「農民生活と小作問題」「小作問題の新展開」「最近の小作問題」「農事政策改革論」「旅の印象」「小作爭議論」等あり。又吾国の農民運動に実際家として功績を挙げ、且つ幾多の小作爭議の指導者たり、

中央執行委員

石山寅吉氏

明治廿三年1月 日生

現住所	栃木縣足尾町
原籍地	新潟市沼垂町
所屬団体	全日本鉱夫組合
職業	縣会議員

略歴

小学校を卒業し、大正四年足尾鉱山の鉱夫となり、八年足尾大ストライキに闘士となり栃木県決監に投獄さ川獄首さる。尓来鉱山運動に投じ大正十年日本鉱夫組合の誕生と共に足尾支部長となり、十年の大爭議、十二年の製煉爭議、十三年の製煉事件には投獄さる。十四年春足尾公民党を組織し普選法による第一回の町議改選に臨み町会議員となり、十五年二月日本労農党の結成に尽力し成立と共に宣伝部長となる。昭和二年九月縣会議員選挙戦に出馬し栃木縣会議員に当選す。

中央執行委員

坂本勝氏

明治廿年十月十五日生

現住所	兵庫縣尼ヶ崎市大物町
原籍地	同
所屬団体	
職業	関西学院講師、縣会議員

略歴

大阪北野中学校、第二高等学校を経て大正十二年東京帝大経済学部卒業、大阪毎日新聞記者を二ヶ年なし、傍日本労働総同盟に籍を置く、後関西学院社会学部に教鞭を執る。左翼経済学を専攻し、無産政党の実際運動に参與し、総同盟分裂后は日本労農党に働き昭和二年九月の縣議戦に日本労農党公認として兵庫縣会議員に当選す。年少なれども大衆の信任厚く、現在は関西学院の講師たり。又、雄弁家を以って知らる。

著書に、「落陽餓ゆ」の長篇戯曲の外「藝術と唯物史観」「近代資本主義発達論」等の訳あり。

中央執行委員

浅沼稲次郎氏

明治　年　月　日生

現住所	東京市四谷区伝馬町一ノ五二
原籍地	東京府三宅嶋神道村
所属団体	全国農民組合常任委員
職業	

略歴

第三中学を経て、早稲田大学政治科を大正十一年卒業、在学中、民人同盟を創立し又建設者同盟を作り学生社会運動の先駆をなす。彼の早大軍事研究団の反対事件は氏の指導になれるものにして卒業后は日本農民組合に入り傍ら日本鉱夫組合の運動を助け大正十二年の阿仁鉱山事件、十三年の足尾騒擾事件、十五年の不破村農民爭議等大小の事件に関係し、足尾騒擾事件には五ケ月豊多摩監獄に収容せらる。

大正十四年十二月第一次の無産政党たる農民労働党の結党さるゝや推されて書記長となり、日本労農党生るるや中央執行委員組織部長となり、全国農民組合成るに及んで常任委員に選ばる。

昭和三年十二月合同による日本大衆党に於ては現に常任中央執行委員であり組織部長、同党東京聯合会書記の栄職にあり。四年三月東京市会議員選挙に同党公認として深川区より出馬したるが惜しくも残敗す。

中央執行委員

加藤勘十氏

明治　年　月　日生

現住所	愛知縣
原籍地	愛知縣
所属団体	日本鉱夫組合主事
職業	

略歴

大正七、八年頃雑誌『労働世界』の記者たりしが、当時勃興せる労働運動は興味を有し同本鉱夫組合に入る。大正九年九州八幡製鉄所の大爭議に残余健三氏投獄の後を受けて奮戰す。其後主として鉱山の大小爭議に関係したるが十四年磐城炭坑爭議に暴力団と対抗し又、尾去沢鉱山爭議に雪中五十日の苦闘を続け、十四、十五年の別子銅山爭議の水路破壊事件等の指揮者たり。

大正十四年総同盟の大分裂と共に総同盟を退き、組合同盟を組織し日本労農

党の結成に力を尽す。昭和三年二月普選第一次の総選挙に日労党公認候補として東京第五区に出馬したるが惜しくも次点を獲得して敗る。

民政党代議士、加藤鯛一氏は氏の実兄なり。

中央執行委員
田所輝明氏
明治廿一年　月　日生

現住所	
原籍地	東京府荏原郡入新井町新井宿七の三
所属団体	
職業	著述業

略歴

早稲田大学在学中、建設者同盟創立者の一人にして学生社会運動の先駆者たりしが、大正九年十二月、日本社会主義同盟大会の際検束され警視庁監房破壊事件に連座して投獄され早大を追はる。後山川均氏の門下に入り水曜会員として思想運動の花形たりしが大正十二年第一次日本共産党事件の為め捕はれて獄に投ぜらる。

大正十五年日本労農党の設立されるや入党して現今に至る。氏は日本労農党

時代より現在の日本大衆党に至るまで内部に於ては河野密氏と共に有数なる理論家にして又実践上の指導者なり。

著書、訳書評論等甚だ多し。

中央執行委員
坂本孝三郎氏
明治　年　月　日生

現住所	大阪市
原籍地	
所属団体	労働組合総聯合大阪聯合会主事
職業	

略歴

職工として関西地方を渡り歩くうち、大正五年大阪に於て最も古き労働組合と称せらるる労働組合職工期成会を西尾末廣氏、堂前栄三郎氏等と共に組織し大阪労働運動界の先駆者として三人男と称せられたる一人なるが、西尾氏が友愛会に入り職工期成会は解散するに至ったが、後大阪鉄工組合を組織し常に西尾氏に対峙しつゝ運動を続け今日に至る剛腕である。

昭和三年二月普選第一次の総選挙には大阪四区より日労党公認として出馬し

塔送す。

中央執行委員 坂本利一氏 明治年月日生		
職業	農業	
所属団体		
原籍地	同	
現住所	神奈川郡山田郡泰田村	

略歴

たり。

合天正氏は十数年来上毛に於ける農民運動者にして縣下の小作争議等の指導者たり。

運動十一年日本農民組合の組織される際、同盟を代表して参加し以来農民組合の為めに東奔西走し、又無産政党運動の為めにも常に活躍し農民闘士

代議士 故山本宣治氏 明治廿三年十月廿八日生		
職業	著述業	
所属団体		
原籍地	同	
現住所	京都市外宇治町字紅柳二〇二（花やしき前）	

三 日労働農民党幹部の出身年齢・略歴・其他

略歴

明治廿三年京都に加茂川の畔、晩春渡、デリタニアハイスクールより京都同志社普通学校、三高、旧制京都帝大理科動物学科を経て、京都大学院に学ぶ、十八才にして郷里丹後に出で十数年九月京都帝大の時ヨツク、根伯の弟子番たりしが、後加茂川に流れ列車ボーイ、能取り漁夫、柱地等家に二十数種の職業に転ぜしことあり、大正十三年五月日労働農民党幹部並に理学部の講師たりしが、後同志社大学予科講師たり、昭和三年三月同志社大学の哲学科を兼ね居たれども、その頃旧新聞会の野田清次氏と共に産児制限運動を天河し、遂に所謂京大事件の為め大学を去り、以来産児制限運動を起す。

和三年二月普選第一次の総選挙には京都第二区より同党公認として立候補し第三位を以て代議士に当選す。

氏は性学に通じ、性学講座の如きは実に勇敢であるが上に極めてユーモアに富み漫談式に且つ真面目に講義をなし思はず聴衆を笑はす。学、弁、…大家なり。

著書に「性教育」「恋愛革命」「恋愛揚賛」等あり。

議政壇上、勇敢なる闘士なりしが、悟むべし昭和四年三月五日第五十六議会開会中東京神田の旅舎に於て反動団体の刺客の為めに刺殺さる。

現住所	東京市外戸塚町上の台六九一
原籍地	兵庫縣飾磨
所属団体	
職業	著述業

中央執行委員長

大山郁夫氏

明治　年　月　日生

略歴

明治三十八年早稲田大学政治経済科卒業、直ちに母校教師となり留学生として四ヶ年英国に遊学、帰朝后同校に教授たりしが、大正六年辞職、後大阪朝日新聞社に入社言論記者たり。七年これを辞じ長谷川如是閑氏櫛田民蔵氏等と共に雑誌「我等」の同人となり再び早大教授となる。

大正十五年十月労働農民党が大分裂をなし、杉山元治郎氏が委員長の職を去るに臨み聘せられて旧労農党の委員長となり昭和三年二月普選第一次の総選挙に香川縣第二区より同党公認として出馬したが、当時人も知る如く国中第一の選挙干渉と弾圧とに祟せられ必死的苦闘の効なく落選す。

著書に「民衆文化」「社会教育」「政治の社会的基礎」「民族と階級」「現代日本の政治過程」「大衆に呼びかける」「闘争の跡」等の外、社会評論、時事評論等頗る多し。

現住所	東京市外池上町市ノ倉四三五
原籍地	山口縣厚狭郡厚狭町
所属団体	
職業	弁護士

書記長

細迫兼光氏

明治廿九年十月廿八日生

中央執行委員宣伝部長

上村進氏

明治十六年　月　日生

現住所	東京市麹町区内幸町一ノ五
原籍地	新潟縣
所属団体	自由法曹団幹事、関東停給生活者組合長
職業	弁護士

略歴

大正七年頃、普通選挙獲得運動の創始当時より東京に於て民衆の先頭に立ち、山口中学、第三高等学校を経て、東京帝国大学英法科を大正十一年に卒業す。卒業后直ちに大阪に於て弁護士を開業し傍ら労働運動に参加す。日本労働総同盟、官業労働総同盟、日本農民組合等の法律顧問たりしが、大正十五年十月旧労働農民党の大分裂により書記長三輪寿壮氏の後を受け推されて書記長となる。

昭和三年三・一五事件直後四月十日同党に解散命令が下るや直ちに新労農党組織準備会を創立し労農党再組織の為めに奔走す。

天誅事件を引き起せしことあり。大正八年神戸川崎の大争議に応援し官憲の暴圧に抗す。其后高松伏石事件、浜松紡織平議、京都興村電気事件、木崎小作争議事件等の弁護に立ち手腕を振ふ。

大正十五年十月旧労農党大分裂後、選ばれて同党政治部長の要職に就き、昭和三年二月の総選挙には群馬県第一区より同党公認として立候補し同県第二区の党員大山郁夫氏と共に奮戦したりしが、未曾有の選挙干渉に遇ひ大山氏と同じく惜しくも惨敗す。

中央常任執行委員財政部長

神道寛次氏

明治廿九年　月　日生

現住所	東京市外渋谷町
原籍地	愛知縣御油町
所属団体	借家人同盟中央執行委員
職業	弁護士

略歴

陸軍下士の傍ら独学にて弁護士となりしが、氏の令弟神道久三氏が早くより社会主義運動に関係したる関係上、陸軍を退き布施辰治氏の門に入り、借家人

同盟の本部員として働く。大正十二年九月関東大震災の際バラック問題の揚め第一線に起つて奮戰し、最近は砂田漁業問題、荒田水道問題、羽田町政問題等につさ闘爭す。

昭和三年二月同党公認として神奈川縣第二区に進度を爭ひしことありしが惜敗す。

佐野學氏 明治四五年二月廿三日生	
現住所	東京市外下渋谷町三五。
原籍地	大分縣速見郡杵築町
所属団体	
職業	著述業

略歴

麻布中学、第七高を経て、大正六年東京帝大政治科卒業、後大学院に入り矢作博士の下に農政学研究。氏は又、社会学、経済史、農政学等を専攻す。新人会同人にして大正八年日本鉱夫組合を創立し、雜誌「解放」同人、日本鉱夫総聯合会相談役（総同盟系）満鉄東亜経済調査局囑託たりしことあり。後早大教

授たりしが大正十二年六月大学騒動及び第一次共産党事件等に関係し、ロシアに亡命、帰朝一年半其間共産党大学の講師たりしが、帰国後「無産者新聞」を創刊し之れを主宰し、盛々たる興的運動の闘將たり。昭和三年総選挙に東京第一区より出馬落選し、同三月十五日第二次の共産党事件のため捕はれて目下獄にあり。

著書「マルクスかカレントか」「露西亞経済史研究」「日本経済史」「日本社会史序説」「農村問題」「闘爭によりて解放へ」等あり。又、氏は伯父に後藤新平伯を、令兄に医学博士佐野彦太氏を持つは異彩なり。

德田球一氏 明治廿五年月日生	
現住所	大阪市
原籍地	沖縄縣国頭郡名護
所属団体	
職業	弁護士

略歴

鹿児島第七高等学校を中途退学、上京して苦学を続きながら独学にて弁護士

となる。大正九年社会主義同盟設立当時警視廳の監房破壞事件の弁護人として法廷に立つて以来、山川均氏等の水曜会の同人となり、大正十二年六月第一次共産党事件に連座して下獄す。出獄後組合運動等に尽力したれども表面に起ちしこと尠く、裏面の指導者として重きをなす。「無産者新聞」の創刊当時産婆役たりしが昭和三年二月総選挙に際し同党公認として福岡縣第三区より出馬落選す。次いで同三月十五日第二次共産党事件の為め捕はれ目下獄にあり。

山本懸藏氏 明治廿五年 月 日生	
現住所	
原籍地	茨城縣康島郡東下村字宮押上
所屬団体	旧日本労働組合評議会
職業	

略歴

十四才の時五銭玉一つを出して郷里を出で上京し一工場の小僧より縁へ上げた鉄工である。大正七年八月十三日東京に於ける米騒動の際逆罪し暴擾罪にて六ケ月の懲役を受けたるを始め、八年十一月日立鉱山の爭議に麻生、栅橋氏等と

共に公務執行妨害罪に問はれ六ケ月の刑に処さる。引続き労働総同盟東京鉄工組合に在って大小の労働爭議に必らず参加し急進的指導者としての闘将たり。大正十一年春ロシアに渡り、十二年帰国し六月の第一次共産党事件に連座して再びロシアに亡命す。

帰国后十三年の総同盟第一次の大分裂を引き起し直ちに日本労働組合評議会を創立す。後五三十事件と昭和二年の太平洋労働会議等二回支那に渡り、昭和三年二月総選挙に北海道第一区より同党公認として立候補したれども落選し、三月十五日の第二次共産党事件の為め捕縛さる。

氏は大正七年后は殆んど監獄と旅行とに暮し、左翼労働運動者の花形たり。

雜波英天氏 明治廿年 月 日生	
現住所	東京市小石川区
原籍地	岡山縣
所屬団体	日本港湾省組合評議会中央執行委員長
職業	出版業

略歴

大阪時事新報社会部長時代、水平社平等会を指[illegible]社し、後ワ[illegible]ブンを祭行して農民運動に参加、続いて細迫兼光、河野密、山名義鶴、小岩井浄氏等と「解放新聞」を経営したれど日大正十三年総同盟分裂と共に同人間に分裂を生じ廃刊す。十四年十二月第一次無産政党たる農民労働党の結党と共に東京に居を移し、後東京毎夕新聞に入り編輯局長たりし傍ら、社会運動、俸給者組合運動の為めに尽し、八千代生命争議を始め俸給者の争議に働きしが、毎夕新聞の大整理に遇ひ、新聞記者として最初のストライキを起し退社す。退社後専心俸給者組合の運動と労働農民党の為めに奔走し、昭和三年二月総選挙に岡山縣第二区より同党公認として出馬し落選す。

現住所	兵庫縣武庫郡御影町
原籍地	大阪市東成区放出町
所属団体	日本農民組合中央委員、大阪俸給者組合本部員
職業	書籍業

略歴

大橋治房氏

明治四十九年月日生

大正十三年政治研究会創立と共に大阪支部組織に努力し、日本農民組合大阪府聯合会東成支部に於ける一切の小作争議を指導す。大正十五年十月まで大阪俸給者組合中央執行委員長たり。労働農民党結成后直ちに同党東成支部を組織し、大阪府支部聯合会の成立と共に同書記長に就任、同党分裂前后に善処し、昭和二年五月大阪府支部聯合会中央執行委員長となる。尓来労働農民党の運動に従事、昭和三年二月総選挙に大阪府第四区より立候補したることあり。

現住所	千葉縣印旛郡八三村大竹一一二八
原籍地	同
所属団体	
職業	著述業

略歴

大正三年成田中学、七年東京外国語学校露語科卒業、後ロシヤに渡り滞在七年、大正十三年帰朝后、報知新聞記者を経て十四年難波英夫、門屋博氏と共に毎夕新聞に入り同社大整理と共に退社す。傍ら俸給生活者組合を組織し、労働

竹尾弐氏

明治廿九年月日生

農民党の運動に参劃し、昭和二年同党千葉縣支部聯合会執行委員長に推され昭和三年同党中央執行委員に挙げらる。

著書に「レーニン著貧農に送ふ」の訳書の外数多あり。左翼論陳の雄として、農村問題の研究家たり。

小岩井浄氏

明治廿八年　月　日生

現住所	大阪市東区馬喰町一ノ五二
原籍地	長野縣東筑摩郡寿村田口四四
所属団体	日本農民組合顧問
職業	弁護士

略歴

松本中学校時代、四年生のとき校長排斥運動を起し当然退校、後検定試験の上第一高等学校に入り東京帝大を卒業、新人会同人となり大正十一年大阪にて弁護士を開業、傍ら日本農民組合の顧問たり。

氏は亦農民運動を始めとして社会運動の指導者たりしが、例の岡山縣に於ける藤田農場事件のため一ケ月半未決監につながれ、又、大正十二年六月の共

産党事件にも連座して投獄さる。十四年十二月の第一次無産政党樹立の際には組織準備委員長として左右両翼の間に宜く善処し、信望を一身に集めて農民労働党の成立に導き功多し。

昭和三年二月普選第一次の総選挙に愛媛縣第二区より労働農民党公認として出馬したれども落選す。

野田律太氏

明治廿四年九月　日生

現住所	香川縣綾歌郡坂出町駒止町石田方
原籍地	岡山縣児島郡小串村大字小串三三九五
所属団体	日本労働組合評議会中央執行委員長
職業	鉄工

略歴

小学校卒業後、町工場の小僧を振出しに無錫旋盤工として関西地方を中心に工場を転々し、又日露戦争当時汽船の火夫となりしことあり。生粋の労働者出身である。

大正六年友愛会大阪支部に入り労働運動に身を投じたが、大正八年頃より十

年頃に掛けて、同志と共に「野武士組」を組織し、革命運動に活躍して大いにその名声を高める。十四年五月総同盟分裂して旧日本労働組合評議会創立さるゝや推されて中央執行委員長となり、昭和三年四月十日同評議会に解散命令の下るまで重任すると共に国際部長を兼ね、又、大阪木材労働者組合長たり。

昭和三年二月普選外一次の総選挙に大阪外一区より旧労農党公認として出馬したれども落選す。続いて同年三月日本共産党事件に捕はれて投獄され微役二年に処さる。

著書に「労働者の明日」あり労働者間に広く読まる。

春日庄次郎氏 明治廿六年三月 日生	
現住所	大阪市天王寺区細工谷町七七 前田方
係繋地	大阪市住吉区天王寺町三四一四、
所属団体	旧日本労働組合評議会
職業	著述業

略歴

大正十二年頃東京博文館印刷所の職工たりしが当時関東印刷労働組合を創設

し其の組合長となり博文館の労働革命を指導し、十三年総同盟の大分裂と共に旧日本労働組合評議会に走りて傾向的労働運動の闘士たりしが、十三年十一月秘密結社日本共産党の第一回留学生として口シヤに渡りモスコー所在の東洋勤労者共産主義大学に入学し十五年十一月帰国す。

昭和二年二月日本共産党関西委員長を命ぜらるると共に大阪に来住し尓来労働組合其他の各種団体内に共産党フラクションビューロー組織の為め日夜奔走したが、昭和三年三月十五日日本共産党事件に最も重要なる人物として捕はれ懲役八年に処さる。関西に於ける共産党最高の闘将たり。

岡崎一夫氏 明治廿二年月 日生	
現住所	新潟市東堀通り五番町
係繋地	東京市赤坂区青山南町四ノ二一
所属団体	
職業	弁護士

略歴

大正十一年東京帝国大学独逸科卒業后東京にて弁護士を開業したが在学中よ

り社会科学を研究し労働運動に参加す。大正十五年七月頃旧労農党に入党し中央執行委員となり昭和二年二月日本農民組合新潟県聯合会専属弁護士として新潟市に本住す。昭和三年三月十五日の日本共産党事件に連座して投獄さる。

稲村隆一氏 明治四十一年二月七日生	
現住所	新潟県南蒲原郡三條町東裏館
原籍地	北海道紀田郡俱知安町字岩尾別
所属団体	旧日本農民組合新潟県聯合会三條出張所主任
職業	

略歴

私立北海道中学を経て早稲田大学政治経済学部卒業、一年志願兵となりしが除隊後、在学当時より農民の実情調査等に志し学生社会運動をなしたること等ある関係上、大正十二年より日本農民組合に入り、農民運動の指導者となり爾来文筆に実戦に有数の闘士たり。

先年各方面の視察を終めた新潟県木崎村の小作争議に東奔西走し、吾国最初の無産者小学校の創立をなす。また日本農民組合新潟聯合会書記に推されたることあり。

昭和三年三月日本共産党事件に連座して投獄さる。

著書に「農村問題の現在及将来」「農民の歴史」等あり。

谷口善太郎氏 明治廿五年十月十五日生	
現住所	京都市下京区今熊野宝勝町二〇
原籍地	石川県能美郡国府村字和気ヰ一九
所属団体	旧日本労働組合評議会京都地方評議会
職業	著述業

略歴

学歴其他明かならざれども、早くより関西方面を中心として労働運動に参加し闘士たり。日本労働組合評議会京都地方評議会に属し常に左翼的立場に立ち、旧労農党を支持す。

昭和三年三月日本共産党事件に連座し投獄さる。

長谷川博氏

明治廿六年五月十五日生

現住所	京都市上京区田中玄京町二二 山口方
原籍地	愛知縣丹羽郡西成村大字西大海道字本郷五二
所属団体	旧日本労働組合評議会京都地方評議会
職業	組合書記

略歴

京都帝国大学在学中学生社会科学研究会の事件の為め中途退学を命ぜられ、後日本労働組合評議会に入り京都地方評議会の常任書記となり、旧労農党及労働組合運動等に従事、昭和三年三月の日本共産党事件に連座す。

徳田英次氏

明治廿九年九月 日生

現住所	大阪市東成区今福町一六四
原籍地	鹿児島縣鹿児島郡谷山町山田一三四
所属団体	大阪金属労働者組合執行委員長
職業	

略歴

大正十四年五月総同盟大分裂の後旧日本労働組合評議会大阪地方評議会の組織に尽すところあり、又、旧労農党創立当時より党の大阪方面拡張のために働き、評議会系に属する大阪金属労働者組合の中央執行委員長たり。

秘密結社の日本共産党には大正十五年十二月頃より関係を有せしもの、如く、昭和三年三月の共産党事件には捕はれて投獄され爾後六年に処さる。

國領已三郎氏

明治廿八年十二月 日生

現住所	尼ヶ崎市西難波四万川通り 藤岡方
原籍地	京都市上京区下長者町通七本松西入鶴瑞町二四二
所属団体	関西合同労働組合中央常任執行委員
職業	

略歴

大正八、九年頃より実兄国領伍一郎氏と共に総同盟京都聯合会に在り、京都を中心とせる労働運動の闘士たりしが大正十四年五月総同盟の大分裂と同時に旧労働組合評議会を組織し、又旧労農党の為めに奮闘す。後、惜されて関西合同労働組合中央常任執行委員となりしが、昭和三年三月十五日日本共産党事件の

為め被告となり懲役六年の刑に処さる。

義兄に日本大衆党の藤岡文太氏を有し兄弟三名共に関西に於ける労働運動の花形闘士として異彩である。

近内金光氏

明治四〇年一月日生

現住所	兵庫縣武庫郡甲東村字大市七一
原籍地	兵庫縣武庫郡八紘村森見字蓮毛七一七
所属団体	
職業	弁護士

略歴

京都帝国大学法学部卒業、後大阪地方裁判所々属の弁護士たりしが、日本農民組合の法律顧問を振出しとして遂に農民運動に身を投ずるに至り、奈良三重、山陰兵庫岐阜等の小作法廷事件に東奔西走し、日本農民組合第一回部員、日労働農民党兵庫縣委員長支部長となる。昭和三年二月普選第一次の総選挙には旧治農党公認候補として兵庫縣第二区より立候補したれども落選し、同年三月兵庫党事件の起るや捕はれて懲役六年の刑に処さる。

八木信一氏

明治十五年月日生

現住所	大阪市此花区相生町六三
原籍地	西川縣綾歌郡坂出町一五二六
所属団体	純向上会
職業	

略歴

元大阪砲兵工廠に勤務、大正八九年頃今井嘉幸博士等と共に普選運動に従ひ、更に川村保太郎氏等と共に官業労働運動を興し、向上会を組織したが、後に同会より分離して純向上会を組織し現在に至る。

丹羽市太郎氏

明治二十年月日生

現住所	大阪市此花区相生町六三
原籍地	大阪市此花区東野田町五ノ八〇
所属団体	
職業	

内田文市氏

明治廿五年　月　日生

現住所	大阪市東成区蒲生町七
原籍地	広島縣北佐郡東城町字川西五八
所属団体	
職業	

岡本栄吉氏

明治三十一年　月　日生

現住所	大阪市東成区今福町一七六
原籍地	京都府南桑田郡旭村二二四
所属団体	
職業	川北電機製作所庶務課長　大阪府会議員

福岡福一氏

明治廿四年　月　日生

現住所	大阪市東成区鶴橋天王寺町五八五〇
原籍地	愛媛縣温泉郡三津浜町大字古三津三三九
所属団体	
職業	弁護士

五、労農大衆党幹部の出身、年齢、略歴、其他

執行委員長 代議士　水谷長三郎氏 明治三十年十一月四日生	
現住所	京都市御幸町通御池下ル東側
原籍地	京都市外伏見町
所属団体	
職業	弁護士、代議士

略歴

大正十年帝都帝国大学卒業后、京都にて弁護士を開業す。大衆社会問題研究所嘱託、立命館大学講師、日本農民組合顧問であり、河上博士門下の秀才である。

昭和三年二月第一次普選に旧労働農民党公認候補として京都第一区より起つて当選し、同年十二月旧労農新党組織準備会の解散を命ぜらるゝまで山本宣治氏と共に旧労農党に属せしが四年一月政治的自由獲得労農同盟の組織上の問題につき意見の対立を生じ、遂に旧労農党を脱退して別に京都地方を中心とする地方政党無産大衆党を結成するに至る

看書、訳書等に「通俗資本論」「史的唯物論略解」「唯物史観批判」「科学的社会主義序論」「ゴータ綱領批判」「法廷戦の実際」「階級意識」あり。

神田兵三氏 明治　年　月　日生	
現住所	
係籍地	
所属団体	
職業	

桂信三氏 明治　年　月　日生	
現住所	
係籍地	
所属団体	
職業	

各種無産團体之部

▲第五項　各無産団体の沿革並に現勢▲

一、無産者婦人団体

イ、無産婦人運動小史

一、はしがき
二、婦人の組合運動
三、農民組合、消費組合に於ける婦人の活動
四、政治的運動

一、はしがき

我国資本主義の急激なる発展は、旧き家族制度を根本より覆し、婦人の産業部門への参加を急速化したと共時にブルジョア自由主義の発達は婦人の経済的独立及び社会的、政治的自由の要求を促し、それは教育の機会均等、政治への参与で婦人解放の声となり大正九年平塚明子、市川房枝氏等の主唱の下に我国戦初の婦人の政治的団体もて新婦人協会が設立された。新婦人協会は、一、常設婦人

講演会、二、労働婦人の教育機関の設置、三、婦人問題、労働問題等の巡回講演、四、婦人に対する特殊問題の研究会、五、婦人共同宿泊所、婦人簡易食堂設立等の事業計劃を持ち、機関紙として「女性同盟」を発行した。第四十四議会には、治警五條改案の請願として通過せしめ、翌年は貴族院をも通過したので、こゝに初めて婦人が、政治的集会に主催者となり、また政談演説をも自由に傍聴する権利が獲得され、婦人の政治運動を促進する刺戟が加へられた。同じく九年度に於て協会は我国最初の、婦人参政権の団体的要求たる「衆議院議員選挙法改正」の請願書を提出した。次いで十一年協会は、感情問題から仲間割れを生じ、一部は婦人聯盟として残り、解散の止むなきに至った。しかし婦人の参政権要求は日と共に高まり、議会に於ても、十四年三月十日、婦人解放に関する法律案、建議案が一括して上程され以来毎年婦人デーが設けられるに至った。なほ関東大震災配給事業に出発する東京聯合婦人会の政治部の成長せる婦選獲得同盟及び婦人参政同盟、婦人参政権協会等は獲頭を揃へ、大阪市の全国団体聯合婦人会を相呼應して、毎議会に、参政権獲得、政治結社加入の要求運動を執拗につゞけてゐる。

以上の如き政治的運動の外に、職業婦人の経済的改善を目的とするタイピストの間のタイピスト協会、婦人事務員協会等が組織されたが大正十二年興むあるお氏によって創立された職業婦人社のみが今尚「月刊婦人運動」の発行を続けてゐる。

今日我が国六千万の人口中婦人は殆んどその半数を占めてゐるが、全婦人の六割二分は寄食者であり、三割八分が婦人労働（乃至）職業婦人である。その内八百万人の労働婦人を産業別に分類すれば、農業七割二分、工業鉱業交通労働等の如き近代的産業一割六分、その他公務自由業、商業等の割合になってゐる。更にその労働條件は、賃銀に於て、工場女工総数七十万一千五百九十七人の一人一日平均賃銀八十八戔、男工の平均賃銀二円四十戔に比し実に四割二分弱の状態である。（第一回労働統計実施調査）尚更に吾が国人口総数を国勢調査を基礎としての推算六千万世態総数一千二百万円に上るが、その生活の内容は、総世帯数を一〇〇として、百円以下で生活するもの九三・一、四百円以下五七、四百円以上一・二であり（第五十三回主税年報）如何にその富が一少部分に独占され、貧困の蓄積の甚しいかを知ることが出来るのであるが、月収百円以

下に含まるゝものの大多数の所得は、家族の働き得るすべての労働によりて得られた処のものであるのだ。斯くの如き状態にある無産階級的婦人の人間的自由の要求は、支配階級の偽瞞的政策と、圧制と、それ自らの無智と力弱さとに拘らず、絶へず根強く叫ばれ要求され、歴史的に約束づけられたる必勝に向つて進展しつゝあることを観る事が出来る。

二、婦人の組合運動

我が国に於ける婦人の労働者数は、百四十五万六千人であつて、労働者総数四百三十四萬八千人に対して三割強を占めてゐる。その中工場労働者は、九十九万餘人であり、全工場労働者二百万六千人に対して四割五分に当り、その約八割二分は繊維工業に属してゐる。（大正十四年社会局調査）かくの如く、我が国婦人労働者は産業上重要なる地位にありながら、組織率は極めて低い。組織力の薄弱なる原因としては、その工場婦人労働者の八割二分までが繊維工業に属し、工業の性質上年少の婦人労働者が主として働き、且その六割六分までが、寄宿舎に住み、朝夕工場の監督の下にあつてあらゆる行動を束縛されたる生活を営み、且その殆ビが、未だプロレタリヤ化されざる農村の婦人であり、然も

幾年かの労働を経過すれば、婦村して家庭婦人となる條件の下におかれてゐる事を教へることが出来るであらう。而して純粋のプロレタリヤ婦人労働者は、金属化学印刷交通その他の産業に細かく分布され、且つ最も多く集注せる官営工場は、何処の国にも見る如く組織力弱き所であるが故に、彼等は資本家の飽なき搾取に対して、殆ど無抵抗の状態におかれてゐる。

されど大正元年八月一日友愛会創立当初既に二百名の婦人会員あり、教育機関として機関紙友愛新報に婦人欄が添へられてあつた。婦人との共同戦線によつて無産階級解放へ！それにまた労働組合の合言葉であつても、当時あまり婦人は問題にされず、十三才以上の女子を準会員とするといふ程度のものであつた。然るに大正五年一月、鈴木文治氏米国より帰朝后大いに婦人労働者の組織の重要性を説き、六月には本部に婦人部を設け、機関誌を独立して「友愛婦人」を毎月発行し、講演部を設けて講演会、茶話会を開き、餘興をも交へて会員の団体的訓練と啓蒙に努め、時には人事相談に応じ、表彰部では模範女工の行ひを雑誌に写眞と共に掲載して名誉を表彰し、或は賞金を送り、また家庭婦人には内職を奨勵するなど、非常なる力を注いだので、会員数は頓に増加し、同年

九月には男子会員一万九千百四十四人に対して婦人会員一千六百五十人の多数を占め、本所、吾嬬、浅草、程ヶ谷、川崎、荏原等に支部が設置され、友愛会創立五週年大会には、本所支部より富士ガス紡績押上工場の野村つちの氏他二名の婦人代議員が出席し、婦人も正会員となり得る旨、会則も改正さるゝ盛況を呈した。友愛婦人は、時には男子部機関誌と併合され或は又独立して発刊されたりしたが、婦人部の活動はますゝ活潑になり、中心的活動勢力本所支部、吾嬬支部の如きは、修養娯楽の域を脱して階級的労働組合の形式をとるまでに進展して行つた。かゝる組合の勢力が強力となると共に、今まで傍観的態度であつた工場側の態度が、迫々露骨を極め、脅迫的態度をもつて組合の切り崩しを始め、組合の茶話会には、陰険なる術策を弄して出席を止め、東京モスリン会社の如きは、例年の観桜会には、友愛会をも招待する例であつたのが、大正八年頃よりその事もなくなつた。この年に至り、本所支部の発展は殊更に著しく、富士ガス紡績押上工場、三田土ゴム等合じく数人乃至千名以上の組合員を見、友愛会が日本労働総同盟と改称し、組織規約変更等の重要議案の議せられた大正八年度の全国大会には、野村つちの、山内みな子氏七名の婦人代議員が出席

し、野村つちの氏の如きは、建議案委員にさへ選ばれた。こゝに於て婦人部の勢力なか〳〵に強く、婦人部の独立が提案され、延いて婦人部機関誌の改良も提案され婦人会員も起つてその説明に努めたが、重要問題なるの故を以て即決を見合せ、婦人会員二名をも含む十三名の婦人部独立調査委員会に附されたが、委員会の意見は大会の容るゝところとならず、大会白組織されたる理事会によりて、一、婦人部会計独立の件、二、婦人部機関誌「労働婦人」発刊の件、三、婦人常任委員設置の件が可決され、野村つちの、山内みな子氏理事となり、婦人部常任委員には、外部より市川房枝氏が就任した。大会後間もなく、第一回国際労働会議代表者問題にからみ、官選労働代表桝本卯平氏を否認する労働団体は、政府との激烈なる意見の衝突を来たし、一致して一大示威運動を起して官選労働者代表派遣に反対した。総同盟婦人部は、国際労働会議は否認すると雖も、第一回の問題に婦人労働者の深夜作業に関する問題があるので、政府代表顧問田中孝子女史を招き、本所業平町小学校に於て、労働婦人大会を開いた。聴衆約千名あり、田中孝子女史の他に、九名の労働婦人が、演壇上より体験に基いた所の苛酷なる婦人労働者の実情を述べ、労働状態改善の要求を切言したので

あつた。

この数年は、欧洲大戰后の餘波をうけ好景気の絶頂にあり、物價はいやが上にも騰貴し、突如として起つた經濟界の破綻は、失業と賃銀低下を以て労働者の生活をより苦め、至る処に爭議が頻発し深刻化した。そしてそれには少ず婦人労働者も参加し、演説会にはまた少ず婦人の叫びが聞かれた。当時最も意味的なる印刷工組合信友会は八百名の婦人組合員を有してめざましく活動し、神田三秀舎の女工も組合組織の希望を有し、進んで山川菊栄・伊藤野枝氏等に援助を乞ひ、築地活版の女工百名と相図る所があり、東京市電電気局共産組合の大正九年九月の代議委員選挙には、猪瀬アサ、今井春々氏の二名が当選を見るなど、婦人の進出驚くばかりであつた。しかし総同盟以外の組合にあつては、組合それ自身の力が弱く、特に意識水準の低き婦人を指導する努力と力とがなかつたので、大なる発展は見られなかつた。

殖力に結成されつゝある組合に対して会社は漸く焦り出した。そして組合絶滅の積極的攻勢をとり、富士ガス紡績押上工場では大正九年七月まで組合員幹部三名を馘首したのであつた。既に階級意識に目覚め、強固なる団結の力を知

つてゐる組合員は、馘首反対の要求を、組合確認要求にまで発展せしめ、ストライキに入つた。会社では、威嚇の第一歩として野村つちの氏の組合幹部を馘首し、極力女工の懷柔に努むると共に、官憲の依力の下に極度の圧迫を加へ、七月十九日、組合女工五百名が、灰色女工三名を袋叩きにし反愛会万歳を唱へたといふので、巡査がポンプで井戸水を女工に浴せかけ、女工は巡査の帽子、剣などを奪ふ活劇も演ぜられた。寄宿舎に籠城せしめられたる女工は、殆んど監禁同様の目に遭ひ、爭議団本部との聯絡も断たれがちであつたが、よく結束を堅め、果敢に会社に抗爭した。この時の一女工と爭議団との秘密通行の一節がよく当時の状況を物語つてゐる。

「(前略)今日も午後三時に向島の署長さんが見えて、寄宿舎のお話しがありました。その時の話は、二三日中に逮捕状がつくかもしれませんがその時に、工場に出動する者をとめだてする者は、絶対彼の容赦なく赤い着物を着せるからそのつもりでおれとの話でした。(中略)寄宿舎では警官を呼へても処分されます。我等は監獄は知りませんが、罪人よりもひどい取扱ひです。(中略)辰代さんは室に閉ぢこめられて、蚤蚊の食事は、子供が泣んでまるります。(原文のま

ま—七月十九日東京日々新聞）

会社と官憲との累圧は、労働団体の一層の反抗を促し、都下の労働団体は一致して応援することに決し、連夜羅工演説会、団結擁護認要求の演説会が開かれた。十八日には、信友会正進会その他の応援をうけて警官隊の非常線突破して一大示威運動を試み、監禁された女工は、窓にすがって手巾をふり労働歌を和し一場の壮烈なる劇的場面を演出した。

切りくづしの術策は遂に功を奏し、羅業十三日目に、要求不貫徹の惨敗に終り、最後まで戦った十数名の女工は、泣いて復讐の日を誓ったのであったが、爭議の勝敗は、また婦人部の絶滅でもあった。さきに婦人部常任委員の市川房枝氏、政府代表顧問田中孝子氏の臨員に山内みな子氏を推薦した問題から責を負ふて辞職し、また山内みな子氏も東京モスリン会社を馘首され、吾嬬支部の活動分子、綱沢常子氏会社を退いた事などによって、婦人部の活動は殆ど萎縮し、十一年までは、大会を傍聴する婦人の影すら見えない状態であった。

間もなく再び婦人の組合加入があり、漸次それの統一の為め組織運動も口にせられて来たが、大正十三年二月の全国大会では、昨年度関西同盟の決議に基

き、婦人部設置の件が提案され、大会は時期尚早として、三名の準備委員会に附托した。それにも拘らず、関東同盟婦人部では、機関誌発行を計画し、「労働」の号外として三月八日国際婦人デーを期して発行、七月には婦人部総会を開き、内規を定め、婦人部長以下各事務主任殆んど婦人のみ当選し、教育部では、毎月定期に研究会茶話会を開き、組合員の結成に努め、茲に再び組合婦人部の活躍を見るに至った。十三年十月五日、関東同盟大会にて、東京合同労働組合、その他四組合と関東同盟幹部との間に左右両翼の思想の衝突があり、これから端を発してそれ等の組合に除名され、新に関東地方評議会をつくって本部直属となった経緯はあったが、婦人部は依然のまゝ継続し、総同盟野田律太氏等の指導にて、大阪に女給同盟の設立を見たが、メーデーに参加して紅一点を添へたまゝ潰れ、婦人部の主力は工場に注がれた甲斐ありて、十四年四月の全国大会には、日本絶工組合より四、野田醸造工組合より二、東京合同労働組合より一、計七名の婦人代議員が出席し、関西では、印刷労働組合より一名の婦人代議員が出席し、婦人部の意気が復活したかの観を呈した。婦人部に関する問題としては、昨年より持ち越しの「婦人部設置の件」が必ずされ、労働婦

人発刊と共に可決はしたが、内証せられてあつた紛擾はその極に達し、右翼的幹部の行動を快とさざるさきに除名せられたる五組合、並に土寺と行動を共にしたる諸組合より成る革新同盟は、別個に日本労働組合評議会を創立し、婦人部の婦人指導は大抵右翼派と行動を共にして、総同盟を脱退したので、またまた婦人部は、活動を防害されてしまつた。

その後評議会は婦人の組織を一般組織部に包含し活動して来たのであるが、婦人指導者間に専門部としての婦人部設置の必要が論議され、十五年度全国大会には、一、婦人組合員の特殊的要求を正しく組合に反映せしめ、更にそれを男子との協同的な活動に導かせる様婦人組合員の闘争水準を高めること、二、本組織労働婦人に対し、その自覚を高めて参加せしむることの理由を以て、総本部婦人部設置、並に婦人活動統一に関する決議案が提出され、丹野せつ子、小見山雪恵、中平数子氏等が非球大いに努めたが、中村義明、鍋山貞親氏等は「労働組合は産業的階級的団体であつて、婦人部を設置することは、性別組合を形成する惧れがある」との故を以て反駁し、意見の一致を見ず、賛否並に修正論者から五名宛の委員を選んで審査懇議したが、遂に一ヶ年の保留を見ることゝ

なつた。この婦人部の設置問題は、組合婦人部の域を脱して、婦人の無産階級解放運動に於ける重要さにまで、発展し、組合婦人部の有する特殊的機能は、寧ろ婦人の政治運動に属するものである故に、寧ろ別に婦人同盟を組織し、それに指導権を委ねべきだとの説をも生むに至り、幾多の正餘曲折を経た末、昭和二年大会に於て、懸案は可決されたが、昨年度の提案理由とは大分意味を異にし、組合それ自身の目的のためではなしに、婦人の政治的自由獲得の闘争団体の支持体として認められたのであつた。

総同盟内に於ける婦人部は指導的分子に去られて以来、岩内善作氏指導の社に当り、修養娯楽、稽古事を主とした集会を催し、機関誌として「正義の光」を発刊して居たが、総同盟は十五年十二月政党問題から再分裂し、岩内善作氏の指導する関東紡績労働組合も亦組合を辛じて脱退し、日労党を支持する日本労働組合同盟に合流することゝなつた。岩内氏等は紡績を中心に相変らず「正義の光」を発行してゐるが、総同盟本部に再び婦人部受難に遭遇したのであつた。総同盟婦人組合員現勢は、六千八百八十四名男子組合員三万一千六百六十五人に比して二割七分の状況であり、亦松常子氏が常ら主任となつて毎日「労

働婦人」を発行してゐる事を、昭和三年十月の大会に報告してゐる。

日本労働組合評議会婦人部は、丹野節子氏婦人部長となり、野坂竜子氏等の援助によりて左翼的指導精神にて婦人組合員の結成に努め、一般俸給者組合の婦人部と共に協力し、精鋭なる活動分子が養成せられ、漸く組合員としての活動も緒についたのであつたが、昭和三年四月十日、三月十五日の日本共産党の検挙の後をうけて、労働農民党、無産青年同盟と共に解散され、全然表面の活動を封鎖されてしまつた。しかし、尖鋭化せる組合員は、日本労働総同盟、日本労働組合同盟所属の各組合に潜入し、工場を闘争場面としてフラクション運動に活動し、時機当来を虎視してゐる。最近婦人組合員数は、一万一千九百七十五人で、全組合員数に比し、僅か六分八厘に過ぎないが（昭和三年六月末社会局調査）交通労働に進出した労働婦人中、東京市電自治会自動車部婦人部は、現実同盟乃至自治会本部が官憲の弾圧と電気局の攻勢に脅やかされ、果敢なる闘争を差し控へてゐる今日、寧ろ男子部を指導してゐるかの観を示し、表面に表はれたる唯一の左翼労働組合婦人として活動してゐることは、明日を約束されたるプロレタリヤの意気を示すものであらう。

三　農民組合、消費組合に於ける婦人の活動

農民組合方面に於ける婦人の活動は、農民組合自体の結成がおくれてゐるため、労働組合に於けるそれよりも比較的おそかつた。大正十一年始めて日本農民組合の階級的組織を見たが、そのときその主張の中に、「農村婦人の向上」の一項が加へられてあつた。十三年度の大会には、更に規約が改正され、婦人部を専門部として設置し、河本小夏、山上昌恵、吉田房子の諸氏が部員として活動することになり、また更に、婦人の組合加入を勧誘し、大会に婦人代議員を出席せしむるの件が可決されたが、多少の活動分子があつても全国的に何等の聯絡もなく、また婦人部に対して一定の方針がなかつたので、労働組合に於ける婦人部の如く、活潑な活動はなされなかつた。

しかし農民組合創立以来、各所に起つた小作争議には、婦人は男子組合員と共に闘ひ、また青年部の別動隊としてよくその任務をつくして来た。岡山県農民組合聯合会婦人部は最も活動的なものとされてゐる。十四年多数の刑事被告人を出し、深刻なる小作争議を起した藤田農場の争議の折には、その件のために未改してゐた農村婦人十数名は、御市労働婦人と共にメーデーに参加した。

その後よく農村婦人に活動をつゞけ、支配階級の意識的計画に羽がい締めにされ、ますゝ反動化しつゝある農村処女会、婦人会等に反抗して、階級的農村婦人の結成に努め、間もなく、群馬縣の殖産村組合、新潟縣耶合会等に婦人部が創設され、そうゞく婦人部の活動が緒についたが、政党問題を中心として分裂が起つたので、その発展を阻止されてしまつた。

我国の消費組合運動は、未だ全く微弱であり、購買組合の程度を出でざる消極的方策に出でざる状態であるので、従来は、無産階級解放運動の一翼としてあまりに注目されなかつた。昭和二年関東消費組合聯盟に属する会員五千人位にすぎず、組合員の結成と消費組合の隆盛は、まづ家庭婦人よりと、婦人の新合の必要を感じ、聯盟本部に婦人部を設けて興むめが氏就任し、西郊共働社、東京共働永江社消費組合その他の支部にも婦人部を設けらるるに至つた。しかしその指導方針が東京の改良主義より一歩も出でず単に編物その他の講習会、青果廉賣等位の活動に止り発展を見なかつたが、漸次左翼的婦人の進出を見次第に活潑なる活動を見つゝある。だが現在のところ消費組合や普通の購買組合の如く、賣上高の成績に重きをおいているので婦人部も亦、意識水準の低い家

庭婦人を、曲りなりにも糾合することに力を用ひてるる状態を出でない。

四、解放戦線に活動する婦人

我国に、カーベンター、ベーベル等の社会主義的立場の婦人問題が、紹介されるる以前、既に多少の婦人を社会主義運動の間に散見することが出来た。しかしそれは大抵社会主義者の家族又は縁故深き人にすぎなかつた。我国社会主義運動は明治四十一年の赤旗事件、乃至大逆事件后の打ちつゞく反動期の彈圧、大戦後の労働運動の勃興に並行してその活動も復活し、婦人の活動も亦活潑となつた。大正十年、社会主義同盟に加入してゐた四十名程の婦人は、新たに赤瀾会を組織し婦人としての最初の団体的示威を示し、社会主義運動に判然たる地歩を印したのであつた。赤瀾会は、堺真柄、仲曾根貞代、九津見房子、山川菊栄氏等を主力とし、左の綱領と規約とを持ち、我国に於ける第二回のメーデーには、警官の壁を突破して参加し、「婦人に徴す」のビラを撒き、秋月静枝、中名生つね子等が東京監獄に収監されて、まづ世人の眼を驚ろかしたのであつた。

赤瀾会の綱領規約を見れば次の如きものであつた。

綱領　私達は私達兄弟姉妹を窮乏と無智と隷属とに沈倫せしめたる一切の圧制に対して断乎として聖戦を布告するものであります。

規約　一、本会を赤潮会と名付け、当分の間事務所を鶴町四丁目元国町一ノ四四におきます。一、入会者は本会の綱領及規約を承認し、確実なる同士の紹介ある方に限ります。一、本会は毎月第二日曜日に事務所に於て例会を開きます。例会は研究と相談を主とします。一、会員二名以上の希望により、臨時会を開くことが出来ます。一、会員の間に不審を認められた人に対しては、審議の上除名を行ふことが出来ます。一、会費は一ヶ月三十戔を納めることにします。

赤潮会は、会員の多くが、暁民会、水曜会等の他の思想団体にも加盟してゐたばかりでなく、会員の多くは、主として智識階級の婦人であり、当時の社会主義運動と平行して、華々しき思想宣伝により力を入れたため、大衆的運動にまで発展せず、殊に官憲の迫害が年毎にふりかゝり、定期の集会すら保ることの出来なかつた状態にあつたので、全く無産大衆より孤立したる思想団体として止まつたにすぎなかつた。十一年赤潮会は解散し、少数の会員を新にして、

八日会を組織して始めて我が国に於て、国際婦人デーを行ひ、翌年のその日には、裡樹き社の後援にて、猛烈なる官憲の暴圧と卑劣なる反動団体の妨害の嵐の中で、青年会館に於て講演会を開き、ロシヤ革命の口火ときりたる意識あるこの日を記念した。

尚大阪市に於ては、山内みな子氏等が社会改造を目的としてABC倶楽部を組織し、また賀川春子氏を中心として関西地方には大きな環境を有してゐるキリスト教社会主義的団体の覚醒婦人会は、十二年四月総会を開いて綱領宣言の改正を決議し陣容を新にした。尚新綱領を掲記する。

一、新社会の建設、二、女子労働組合運動の促進、三、消費組合運動の促進、四、労働婦人啓蒙運動、五、婦人参政権獲得運動等がある。

また久津見房子氏、野田弘子氏等によつて産児制限研究会婦人部の運動がなされ、産児制限の研究と称するパンフレットを配布したりしが、同会の標語は、一、世界平和、二、婦人解放、三、母権確立、四、無産階級解放であつた。

この頃より我国社会主義運動は、漸く抽象的思想宣伝より、大衆行動へと推移しつゝあつた。下からの崩壊に根強く行動を支配して来た。街頭宣伝より工

場へ！　そしてまた社会主義運動内における思想が判別し、無政府主義に、共産主義に指導的精神を持てる潮流が、それ〴〵に流れを判然とした。従つてまた婦人の間も工場へ、工場への声は高かつたが、十二年に創立された政治研究会の婦人部を承つた新妻伊都子、中央委員の與むめお氏等も実質的に工場への基礎は持てず、有名無実の婦人部を構成しさゐる中に、かへつて組合内に活動して居た東京の丹野節子、野坂竜子、大阪の久津見房子、山内みな子、小見山富恵氏等は、突然社会主義婦人として大衆的努力を持ち、なほ十五年五月政治研究会の改称した「大衆教育同盟」に於て教育せられたる如聞きく、標てる子氏等は、将来の進出を嘱望せられたのであつた。

経済的闘争より、社会主義的政治闘争へと発展した労働運動は、普選送葬にも則載されて、ブルヂョアデモクラシー獲得の要求となり、年来の如く運動の全面を漫した。婦人運動も亦組合主義運動より脱し、全無産階級的見地により て解釈すべきであることが提唱され、こゝに当てなき婦人運動の理論闘争が孰物に行はるゝに至つたのである。即ち山川菊栄氏はこふ。「日本婦人には、特に無産階級婦人には、社会的に活動する書籍が全く欠けてゐる。これは日本

の婦人が歴史的に最も甚しい隷属状態におかれてゐた事を物語るもので、この因習を打破せぬ限りは、婦人労働者を組合の行動に積極的に参加せしめることが望まれぬ」と断じ、それ故に「私は無産婦人同盟といふ新な特殊の婦人団体の組織よりは、既成無産団体に出来る限り多くの婦人を加入せしめ、その内部で婦人を教育することを第一の急務と考へる。そしてそれらの無産団体の婦人間に全国的協議機関の設けを出て必要なる第二段の発展とも考へる」といはれる論に対し、山本懸蔵氏は「婦人の歴史的特殊性に対しては、その運動は主として政治的方面である。——無産婦人運動は、一日も早く一般的大衆運動として なされねばならぬ運動がある。——組合の教育運動は一日も早く組合内の婦人きして、外部の婦人と共に一般的な無産婦人運動を起さしめねばならぬ。——一般的婦人運動即ち婦人の政治的な運動として歴史的因習を打破する運動は、組合運動外になすべきである」等の理論から、婦人運動の方向転換説も提出され、「我が婦人運動も、従来の組合運動の領域に於ける婦人運動乃至は、小ブルヂョア的婦人運動をして全無産階級の一部として、真実の婦人運動に転換し、全無産階級的政治闘争にまで合流せねばならぬ必然性に迫られてゐる」等の議

多の論爭が續いたが、普通選擧のもたらした所の政治的進出の風潮は、理論よりも先ず現實的行動へと傾き十五年十月頃には、早くも左翼團体の婦人間に、婦人協議準備委員会が持たれ、婦人の大同団結を目差した結果、それらの左翼婦人と、職業婦人社、勞働婦人協会、日勞党系の婦人有志との間に協議会が設立され、昭和二年二月主婦の友社で、婦人同盟第一回準備委員会が開かれた。然るにこの会合に於て、婦人同盟設立に參與した現實派の婦人と、理論闘爭派との間に未だ意志の疎通を見てゐなかつた為に激烈なる論爭が始まり、理論上り常識的ながらも實際行動に重きをおく他の婦人間の感情を害し、準備会は流会となり、婦人同盟は表面立消への姿となつたが、左翼指導者間には、婦人討論会まで設け、慎重なる論議が行はれたる末、四月八日、婦人討論会常任委員会の婦人同盟に関する当面の任務としての意見書を見るまでに問題は進展した。

一、全無産階級的政治闘爭の見地に立ちて、封建的軍閥的圧迫下に在る婦人の不平不滿動揺及抗を如何にして抽出し、促進し組織し、如何にしてブルジョアデモクラシー獲得の戰線に動員し得るか、之がために何を必要とするか、茲にプロレタリヤ婦人を指導勞力とする階級的大衆的共同戰線体の全国的組織——

婦人同盟——を必要とす。

二、今日に至る我々の闘爭の発展過程は、我国無産階級として、現段階に於ける闘爭目的及闘爭標式を規定し、全無産階級的政治闘爭意識は、一応は戰ひとられた。今やかゝる見地よりする我が国婦人の歴史的社会的特殊的地位の分析究明、從而我等のスローガンの決定は、必然であり且つ可能である。

三、我々は婦人層の分析批判によりて、婦人のあらゆる問題を問題とし、之を闘爭の過程に於て、具体的に解決せねばならぬ。婦人同盟組織運動は、現實の闘爭過程に於ける婦人同盟準備協議会を、各無産団体と緊密なる関係に於て（但人参加）組織すでに当面してゐる。

四、今尚当分理論闘爭をなすべきであるといふ対立意見は、婦人運動を、從而無産階級運動を、自己運動の発展に於いて、主体的に把握し得ざる謬見であらう。

理論と実践との媒介体としての無産有団の組織は、この見地に立つ限り、無限の彼方に押しやられ、仮令当分でも規定によりて巧に粉飾されてはゐるが、

理論闘爭そのものが、組織過程であるといふが如きはノンセンスであり、永遠の理論闘爭信仰者を自ら告白するに過ぎないであらう。

一九二五年後半より叫ばれたる理論闘爭と今婦人運動に於いて我々の対立意見として強調さるゝ理論闘爭との間に本質的差異のある事を見定めねばならない。

五、かくて我々は今こそ全国的規模に於ける婦人同盟準備協議会を促進すべく関東地方のそれを組織せねばならぬ。それが声明書、綱領、規約、スローガンの審議のため準備委員会（十名位）を開くべく提唱する。

これによりて、左翼的無産団体に於ける婦人同盟に対する態度が決定された。再び田嶋秀子、山内みなゑ氏等によって、さきの発起人達の参加を観誘したが、小ブルジヨア婦人団体有志は、あまりにも尖鋭なる左翼団体の理論闘爭に嫌気がさし、日労党系に於ては、こゝに於て判然と、婦人同盟の指導権を持ち得ざる事が判明した等の事情から、再度の参加を肯んぜず、まづ左翼的婦人のみにて結成されたる関東婦人同盟が創立されるに至ったのである。

二、関東婦人同盟の沿革、宣言、規約綱領政策、指導者名鑑

創　立　昭和二年七月二十一日

系　統　左　翼

支持関係　農働農民党

解　体　昭和三年三月廿一日

一、解体に至るまでの活動

農働農民党の別動体として、婦人の政治的自由獲得の目的を以て過渡的形態として組織された関東婦人同盟は、その闘爭を微弱微尾大衆の日常の要求と結びつくることを怠らなかった。工場人のはたらきかけとしては、常に労働組合と密接なる連関を以て労働婦人も不平不満をとり上げ、且つ激発せしめ、それを政治的要求にまで高揚し、当面の目的、婦人参政権獲得運動に結びつける事を怠らなかった。日常闘爭としては、ストライキを応援し、茶話会、講演会、パンフレット等による教育運動を行ひ、それらを通じて、労働婦人保護法、男女平等の賃銀、健康保険法の徹底的改正等労働婦人の痛切なる要求を指示し、

宣伝アヂテーションを行ひ、家賃水道料瓦斯電灯料の三割値下げ、義務教育費国庫負担、無料産院、無料病院の設立並にその自主化等、宣言綱領の実現のために教労界敢に闘つたので、漸く大衆の自覚の強大となるにつれ、より強力に赴く婦人同盟に対して、資本家並に官憲の暴圧攻勢は日を加へ烈しく露骨になり、集会は蹂躙され、解散され検束される事になりしごとく挙げ句に際して家族茶話会を開くも総検だなどと威嚇され、最も勇敢に戦つた亜部支部創立祭会式は解散にあつたりし、昭和二年十一月七日のロシヤ革命記念日の明治会館に各無産団体共同で行はれた講演会の折には、十数名の検束者を出し、中には拷問のために診療を受け病床に呻吟する人さへ出すに至つたとさへ伝へられる。三年一月十五日のローザとリープクネヒトの日、二十一日のレーニンデー、三月八日の国際婦人デーには神田松本亭で同盟主催で講演会を開催したが等を開き、殊に国際婦人デーには茶話会・講演会突然聴衆より起つた一婦人によりて講演会を婦人大会とするの緊急動議が出で満場一致で可決、次いで田中内閣に対する抗議文を可決したが、直ちに解散を命ぜられてしまつた。会場の不備のためデモストレーションの出来

ぬを参会した人々は口惜しがつたが、かうした例は同盟の集会には度々繰り返された。

計画的に反動勢力に組織されつゝある日本女子青年団、勤倹貯蓄奨励婦人委員会、その他ブルヂョア婦人団体とは常に抗争し、無産婦人運動内に対立する全国婦人同盟、社会民衆婦人同盟の非事に逢ひながらも、出来るだけの共同闘争を持ちかけ、婦人の大同団結に向つて進み、打倒田中反動内閣、制限議会解散運動は、労働農民党の旗の下に、強力に戦つたことは、特記することが出来るであらう。

斯の如き中央に於ける活動は、地方へ反響者しく、先づ静岡県婦人同盟が創立され、京都大阪、広島群馬、青森、秋田北海道等に婦人同盟準備会が持たれ、所期の全国的組織は着々として進行し、婦人同盟内に各地方よりあげられたる一名乃至二名宛の全国組織準備委員会が任命された。而して十二月十四日、婦人同盟全国組織準備会が、芝放送局に開かれ、例の如く官憲の弾圧の中に議事を進めた。一、我等は婦人の政治的社会的経済的隷属よりの解放を期す。一、我等は婦人の参政権獲得を期す。一、我等は民衆の政治的解放の闘争を協力して戦ひ

の決議をなし、夜は同会館に於て、参政権獲得の為めの演説会を催した。越へて翌年三月十四日、全国組織大会が開催される筈であつたが、深刻なる闘爭の間にも、理論と行動との伴はざる悩みがあつた。当面の目的を参政権獲得に向けた結果は、その運動は、小ブルヂヨア的に陥りがちであつた。構成要素は、小ブルヂヨア婦人が多くなつて行く。婦人参政権を唯一の目的とする婦選獲得同盟より婦選獲得共同委員会に、参加を勧誘して来た折にも、ブルヂヨア婦人団体との提携は寧ろ無産婦人運動の趨勢を阻るものであるから、断然断り、他無産婦人団体とのみの共同戦線を張ることを主張する人と、共同委員参加は運動統一の第一歩である。我々は利用し得る場合は、能ふ限り利用するのが当然であり、殊に共同委員会に参加しても、同盟としての日常闘爭を怠るものでないとする人あり、遂に共同委員会に参加することになつたのであるが、他婦人団体は、左翼が強硬の態度に出る時は、決裂する迄と第一回の会合を瀬ぶみ的に考へており、同盟を代表したる委員は、分裂主義の名を極力避けたが為めに、表面円滑に議事進行することを希ひ、主張である満十八才以上の婦人に参政権要求のスローガンの年令を二十一才まで譲歩し、其他事毎に、婦選獲得同盟幹

部の意にひきづられがちであつた。かゝる運動よりしても、婦人同盟の使命に疑問が持たれ初め、再婚事の事が問題となり、現在婦人同盟のなしつゝある闘爭は、労働農民党が婦人との提携の下になすべき事であり、婦人の問題は婦人へのモットーは、ともすれば小ブルジョア婦人運動に置するおそれありとし、支部大衆もそれを認め、折柄の労働農民党の提言によりて一応婦人同盟は解体し、労働婦人は労働組合へ、農村婦人は農民組合へ、無産家庭婦人は消費組合、借家人同盟へ、職業婦人は、俸給者組合へそれ〴〵復帰し、組合の強力化に努むると共に、労働農民党の闘爭に参加することが決定され、三年三月三十一日、婦人同盟全国組織準備委員会の最后の戦ひを戦ふ指令を最后として、関東婦人同盟並に地方婦人同盟は除々に解体の方向に向つたのであつた。

結言

私達婦人は、今尚時代錯誤の伝統的束縛をうけて、政治的にも社会的にも経済的にも遅れがたい奴隷的状態におかれてゐます。社会の進展に伴つて、私達婦人が、男子と全く同じ社会的にも重要な役割を務める様になつた今日に於ても、依然として旧い時代の習慣と因襲とに縛られてゐます。

普通選挙がしかれても、女子の参政権は与へられず、法律上には無能力者として、白痴や狂人と同様に保護の美名の下に、夫或は後見人の許可なくしては、何等重要なる責任ある行為を許されません。更に婦人なるが故に同じ仕事をしても、四分の賃銀はくれません。社会的にも家庭的にもあらゆる侮蔑と差別をうけております。従来度々あげられて来た婦人解放の叫びが、何時も声ばかり大きくて、婦人の上に何の光りも投げてくれなかつたのは、それが単に、二三人の人達の運動にのみとゞめられ、その訴へ場所が支配階級の利益より代表してをらぬ既成政党であつたからであります。既成政党が婦人は固より、労働者農民等の民衆を圧迫し、搾取してゐる専制的支配者の手先までであることは申すまでもありません。従って私達は、私達婦人を苦しめてゐる制度伝統を打破する為めには、私達同胞、強固な団体をつくつて、私達の自由のために最后まで戦はねばなりません。従つてその戦ひは、私達の敵に対して、労働者農民その他一切の圧迫されてゐる民衆の政治的自由獲得の為めに勇敢に闘争してゐる政党の旗の下に進めて行かねばなりません。かうした必要に迫られて誕生した婦人同盟は、婦人の当面の要求である婦人参政

権獲得、政党加入の自由、男女不平等法律の撤廃や、母子保護法の制定、婦人寄宿舎の解放、物價及び家賃の値下げ等進んで、婦人の政治的自由獲得のために勇敢に戦つて行く事を宣言するものであります。

綱領

一、政党加入の自由獲得
一、満十八才以上の婦人参政権の獲得
一、男女不平等法律の撤廃
一、教育の機会均等
一、産前産后の休養、無料産院の設置
一、児童保護法の獲得
一、前借年期制度の禁止及び公娼制度の廃止
一、婦人の深夜業労働、坑内労働の禁止
一、寄宿舎制度の改正
一、男女不平等賃銀の撤廃

規約

第一章 名称

第一條 本同盟を関東婦人同盟と称し本部を東京に置く

第二章 目的

第二條 本同盟は本同盟の綱領、宣言、及決議を貫徹するを以て目的とす

第三章 構成

第三條 本同盟の目的に賛成する婦人（婦人に限る）を以て構成し地域支部を以て組織す。

第四章 機関

第四條 本同盟に左の機関を置く

一、大会、

一、執行委員会、一、常任執行委員会、一、専門部

第五條 本同盟大会は同盟の最高機関にして、大会代議員本部役員を以て構成す。

第六條 大会は毎年一回定期に開催す

但し執行委員会之を必要と認めたる場合及同盟員三分の一以上の

要求ありたる時は臨時大会を開催するものとす。

第七條 大会は執行委員長一名書記長一名執行委員若干名を選出するものとす。

第八條 執行委員会は大会より次大会に至るまでの最高決議機関にして執行委員長及執行委員を以て構成し毎月一回以上開催するものとす。

第九條 執行常任委員会は大会及執行委員会の決議を執行し特に緊急事項に就いては執行委員会に代り審議決行す

第十條 執行常任委員会は執行常任委員長執行常任委員及書記長を以て構成す

執行常任委員長は執行委員長を兼任し執行常任委員は執行委員会に於て互選す

第十一條 執行委員会の下に左の部門をおき執行常任委員を各部長に任ず。

一、組織宣伝部 二、教育出版部 三、政治部 四、調査部 五、財政部

第十二條 本部に左の役員を置く

一、執行委員長一名 二、書記長一名、 三、執行委員若干名

四、執行常任委員五名、五名專門部長各一名

第十三條　執行委員長は本同盟を代表し会務を統轄す

第十四條　書記長は執行委員長を補佐し会務を処理す

第十五條　役員の任期は一ケ年とす

但し再選を妨げず

第十六條　執行委員会は執行委員の缺員を補佐することを得

第六章　会費及会計

第十七條　本同盟は会費は月拾錢とす

但し入会費十錢

第十八條　会費は本部及支部に配分す

第十九條　本同盟の経費は会費入会費を以て之に充つ

第七章　支部規約

第二十條　支部に執行委員会の承認を経て地理的区劃により会員十名以上を以て組織するものとす

第二十一條　支部には左の機関を置く

一、大会　二、幹事会

第二十二條　支部は必要に応じ委員を設置するを得

第八章　附則

第二十三條　本規約は三分の二以上の賛成を得るに非ざれば改正する事を得ず。

社会民衆婦人同盟

創立　昭和二年十一月

系統右翼

支持関係　社会民衆党

役員　山田やす子、赤松明子、村上芳子

宣言

我々勤労階級婦人は、不合理なる社会制度に支配されてゐる結果、常に生存上多くの不安に直面してゐる。大多数の婦人はその生存を維持するため都会にあつても農村に於ても生産的労働につくことを余儀なくされ、剰つさへ家事と育児に多大の労力を費さねばならぬ。かくして我々勤労階級婦人は家事と職業と二色の負担に苦しめられてゐるのである。而も婦人なるが故の差別

的制度は如何に婦人の発達を抑圧し如何に婦人の意志を憂鬱せしめてゐることよ。

百万を超ゆる工場労働婦人を見よ。不完全なる労働立法は、僅少なる労働賃銀を以て深夜業・長時間労働につくことを餘儀なくせしめかくて得るものは、健康の破壊と生存の不安に外ならない。更に職業婦人を見よ、そこに劣悪なる待遇があり不徹底なる職業紹介制度があり、また婦人なるが故の不当なる任用制度が設けられてゐる。

更に眼を転ずれば、社会の一隅には我々の最も恥づべき奴隷的公娼制度があり、数知れぬ我が同胞が、日夜その生命を蹂躙されている。我々はかくの如き可弱き女性を虐げつゝある奴隷制度が法律を以て容認されることに絶対に反対するものである。

而して我々は之等社会不安の根源が一に懸って資本主義的社会制度に存する事を信ずる。即ち資本主義的社会制度は、我々勤労階級婦人の生活を保証し、人格の尊厳を認めざるものである。近時資本主義制度を徹底的に改造し、勤労階級本位の政治経済制度を樹立せんとする運動が澎湃として起りつゝあ

るが、我々もその運動の一翼として之に参加し、主張を合じくする男子と力を協せて公正なる社会の建設に邁進せんことを誓ふ。

こゝに我々の当面の任務として最も重要なるものは、一、婦人参政権獲得、二、完全なる労働立法の制定、三、女工寄宿舎制度の改善、四、職業婦人保護法の制定、五、公娼制度の廃止、六、母子保護法の制定等これである。我々はこれ等の任務を遂行するために勇敢なる闘ひを宣する。

今や社会不安の波は日本全国に漲りつゝある。しかるに既成諸政党は無為無策にして只管政弊をつゝし、此間我々一般民衆の生活は益々窮迫するのみである。最早吾々は絶対に彼等に望をつなぐことが出来ない。一方左翼革命主義者は、明日の革命を空想することのみを知って現実の吾々の苦痛を感じ、之を緩和する事が出来ない。全勤労階級の生活不安な現実の問題である。之を事実として感得し、それが改善を計るためには、既成政党信ずる能はず、左翼革命主義者頼むに足らず、この時局に当面して独り社会民衆党のみがよく社会不安を一掃し、而して全勤労階級のために正義と自由の社会を建設し得るものなることを固く信ずるが故に我々は、社会民衆党を支持し、之と協力して、我々の

目的貫徹のために最善の努力と熱意とを捧げんとするものである。右宣言す。

綱領

一、吾等は資本主義的社会制度が勤労階級婦人の位置を保証し、且人格の尊重を発揚せしめ得ざることを確信するが故に之が改革を期す。

一、吾等は日本の現実的社会状態に適応する合理方法の手段によりて資本主義的社会制度の改革を期す。

一、吾々は主義主張を全じくする社会民衆党を支持し、之れと協力して目的の貫徹を期す。

政策

一、婦人参政権獲得

(イ) 政治結社加入の自由、 (ロ) 公民権獲得

(ハ) 衆議院に於ける選挙権被選挙権の獲得

二、労働婦人及職業婦人に対する保護立法の制定

(イ) 工場法鉱夫労役扶助規則の改正、 (ロ) 労働婦人の寄宿舎制度の撤廃

(ハ) 婦人労働者の産前産后六週間公休制の制定 (ニ) 労働時間の短縮、

(ホ) 最低賃銀法の制定、 (ヘ) 保険制度の撤廃、 (ト) 職業紹介の撤廃

三、婦人に対する法律的経済的社会的差別の撤廃、

(イ) 文官任用令の差別撤廃、 (ロ) 男女賃銀の平等、

(ハ) 婦人工場監督官の任命、 (ニ) 封建的諸法律の改廃

四、教育の機会の均等

(イ) 婦人職業教育機関の撤廃、 (ロ) 高等教育機関の開放、

(ハ) 男女共学の承認

五、公娼制度の廃止

六、母子保護法の制定

七、生活必需品の低価及消費税の撤廃

会則

第一章 名称

第一條 本会は社会民衆婦人同盟と称し、本部を東京におく

第二章 目的

第二條 本会は宣言、綱領の精神に基き政策の実施を計ることを以て目的と

第二章　組織

第三條　右の目的を達成するため左の七部門を置く。但し必要に応じ臨時増設することを得。

イ、組織部　ロ、教育宣伝部　ハ、調査部　ニ、事業部　ホ、出版部
ヘ、財務部　ト、対議会運動部

第四章　会員及会費

第四條　本会は会の目的に賛同し会則を遵守する婦人を以て構成す。

第五條　会費は一ケ月十銭と定む。但し納入したる会費は一切之を返還せず。会計の決算は、大会の承認を得ることを要す。

第五章　機関

第六條　本会には左の機関をおく。

一、大会　二、中央執行委員会　三、中央委員会

大会

第七條　大会は会の最高機関にして、大会代議員中央委員、及本部役員を

以て構成す。

第八條　大会の役員は支部より選出するものとし、その選出比率は左の通り之を定む。

支部会員三十名まで一名、更に二十名を増す毎に一名、但し端数の十五名以上の場合は一名を加ふることを得。

第九條　大会は毎年一回（十二月）中央執行委員会之を招集す、但し中央執行委員会は中央委員三分の二以上の要求ありたる場合には臨時大会を招集するものとす

第十條　代議員の定数二分の一以上の出席なき場合は議事を決する事を得ず、大会議事は出席代議員の過半数を以て決し、可否同数の場合は議長之を決す。

第十一條　大会は中央委員若干名を選任す

中央委員会

第十二條　中央委員会は中央委員を以て構成し次期大会に至るまでの決議機関とし必要に応じて中央執行委員会之を招集す。但し中央委員二

分の一以上の要求ありたる場合は中央執行委員会之を招集するものとす。

第十三條　中央委員の任期は一ケ年とす。

中央委員会は中央委員及中央執行委員の欠員を補選することを得

第十四條　中央執行委員会

中央執行委員会は中央執行委員主事及会計監督を以て構成する執行機関にして会を代表し大会並に中央委員会に対して責任を負ふものとす。

第六章　本部役員

第十五條　本部に左の役員を置く

イ、中央執行委員長一名、ロ、中央執行委員若干名、ハ、主事一名、ニ、会計一名、ホ、会計監督一名、ヘ、各部主任若干名

第十六條　本部役員は左の方法によりて選任す。

イ、中央執行委員、主事、会計監督は中央委員会之を推選す。

ロ、各部主任及会計は中央執行委員会之を任免す。

第十七條　主事は中央執行委員の命をうけ会務を処理す

第十八條　会計は会の会計を処理す

第十九條　会計監督は会の会計事務を監督す

第二十條　各部主任は当該部門を統轄す。

第二十一條　各部主任及会計は中央委員会並に中央執行委員会に出席してその所管する事項に関して発言することを得

第二十二條　役員の任期は一ケ年とす

但し再選を妨げず。

第七章　支部

第二十三條　支部は会員三十名以上を以て組織す。

支部には左の機関をおく

一、大会　二、執行委員会

第二十四條　支部は必要に應じ分会を設置することを得。

第二十五條　支部規約は別に定めたる支部規約準則に拠ることを要す。

第八章　副則

第二十六條　本会の主義綱領に違反したる者、本会の秩序を紊したる者は中央委員会又は大会において除名することを得。

第二十七條　会の綱領及会則は、大会出席代議員三分の二以上の賛成を得ざれば変更することを得ず。

二、無産婦人同盟

創　立　昭和四年一月二十日

系　統　中間派

支持関係　日本大衆党

役　員　岩内とみ子、平林たい、鍋本良代、菊川静子

「註」無産婦人同盟は、日本大衆党の成立と共に旧日労系の全国婦人同盟及び旧無産大衆党系の無産大衆婦人同盟が合同して組織せるものである。

宣言

我国に於ては資本主義経済の急激なる発展の結果として社会制度のあらゆる部分に封建的遺物が残っている。婦人の地位に見ても其の事実著しく一方

に於ては資本家産業の発展のために、広汎なる婦人労働者の大軍が作られている。然し他方に於ては、さういふ新らしき地位に相応せざる旧き封建的伝統が支配階級によりて意識的な維持存続せしめられ、婦人を帝国主義ブルヂョアーの家庭なる奴隷反動の手先とするために利用されてある。

この時に当つて婦人を反動の魔手より救ひ全無産階級解放運動に於ける一大勢力として編成するためには、その個人的社会的自由を拘束する一切の封建的伝統を打破し真に階級意識ある労働者としての教育と訓練をよく無産階級の闘はねばならぬ一切の闘争に積極的に参加せしめねばならぬ。且参政権、公民権、結社権の剝奪は婦人の組織率を薄弱ならしめその政治的活動を妨害する支配階級の意識的手段であり一切の不平等法律は、婦人の個人的自由を奪つて階級闘争への積極的参加を防止してある。

日本大衆党の成立は、吉国無産階級の政治戦線を混乱より統一へ導くが一歩として重大なる階級的意義を有してある。この合同は政党の分裂線に沿ひて分裂し来れる無産婦人団体の統一合同を促進し、今や旧日本労働党に属する全国婦人同盟、旧無産大衆党に属する無産婦人聯盟の合同を見るに至った。

吾等は単にこの二団体の合同に満足せず、進んで地方的全国的なる他の無産団体との合同に向って邁進すると共に労働者農民及小市民の広大なる各層における未組織婦人の組織化に向って進まんとするものである。

資本主義は吾等の家庭を破壊し、吾等の父吾子の夫をして吾等自身と等しく無力弱少な一個銀奴隷たらしめた。今や吾子を救ひ保護するものは親にあらず夫にあらずただ強大なる無産階級的組織あるのみである。

全国の姉妹よ、無産婦人よ、吾等の戦線の統一と強大化のために戦へ！

無産婦人同盟に来り加はれ！

解放運動万歳！　無産婦人運動万歳

綱領

一、吾等は大衆闘争を以て無産婦人の政治上経済上社会上の地位の向上発展を期す。

二、我等は無産婦人団体の合同によりて吾等が戦線の統一強大拡大を期す。

政策

一、二十才以上の婦人の選挙権被選挙権の獲得

二、政治結社加入の自由

三、婦人の坑内労働及危険作業の禁止

四、産前産後八週間の休養

五、同一労働に対する同一賃銀の確定

六、寄宿舎制度の改善

七、農村及都会に於ける無料托児所及無料産院の増設及改善

八、教育の機会均等

九、公娼及私娼の撤廃

十、婦人に対する法律上社会上の封建的差別の撤廃

規約

第一章　名称

第一條　本会は無産婦人同盟と称し本部を東京におく

第二章　目的

第二條　本同盟は本同盟の主義綱領並に主張を貫徹するを以て目的とす。

第三章　構成

第三條　本同盟は前条の目的に賛成する個人を以て構成す

第四章　機関

第一節　大会

第四條　大会は大会の最高機関にして大会代議員中央委員及本部役員を以て構成す

第五條　大会は毎年一回中央委員会之を召集す　但し中央委員の三分の二以上の要求ありたるときは臨時大会を開催することを得

第六條　大会の代議員は支部及支部聯合会より選出す　その選出比率は中央委員会之を決す

第七條　大会は代議員三分の一以上出席するに非ざれば成立せず

第八條　大会の議事は出席代議員の過半数を以て決す　可否同数なるときは議長之を決す

第九條　大会は中央執行委員長、中央委員若干名、書記長並に会計を選出するものとす

但し執行委員長は当分之を定めず

第二節　中央委員会

第十條　中央委員は大会において選出し中央委員会は大会より次期大会に至る迄の最高決議機関にして大会に対して責任を負ふものとす

第十一條　中央委員会は中央執行委員長中央委員書記長及会計を以て構成す

第三節　常任中央執行委員会

第十二條　本会常務の執行機関として常任中央執行委員会を置く

第十三條　常任中央執行委員会は常任中央執行委員長、常任中央執行委員、書記長及会計を以て構成す　常任中央執行委員は中央執行委員長之を兼ね、常任中央執行委員は中央委員互選す

第四節　部門

第十四條　常任中央執行委員会は必要に応じ組織宣伝、教育調査財政機関紙其他等の部門を設くるものとす

第十五條　各部門は部長一名部員若干名を以て構成し常任中央執行委員会之を任免す

部門は常任中央執行委員会の統制を受く

第五章　本部役員

第十六條　本部に左の役員をおく

一、中央執行委員長一名、二、書記長一名、三、会計一名
四、会計監査二名　五、部長若干名、六、書記若干名

第十七條　中央執行委員長は会を代表し会務を総轄す。

第十八條　書記長は中央執行委員長を補佐し事務を処理す。

第十九條　会計は会計事務を処理す

第二十條　各部長は常任中央執行委員之を兼ね部門の活動を総轄す。

第二十一條　役員は中央委員会、常任中央執行委員会、大会に於て発言すること

とを得、但し決議権を有せず

第二十二條　役員の任期は一ケ年とす。但し再選を妨げず

第六章　支部

第二十三條　支部は常任中央執行委員会の承認を得て地理的区劃により会員二十名以上を以て組織するものとす

但し必要なる場合は常任中央執行委員会の承認を経て適宜之を組

織することを得

第二十四條　支部規約は別に之を定む

第七章　支部聯合会

第二十五條　一府県内に二支部以上の支部ある場合は支部聯合会を組織するものとす。

第二十六條　支部聯合会規約は別に之を定む

第八章　会費及会計

第二十七條　会費は会員一名につき一ケ月金弐十銭とす

第二十八條　本会経費の決算は大会の承認を得るを要す

第二十九條　本会々計年度は毎年大会より翌年大会前日までとす。

第九章　入会

第三十條　本会に入会せんとするものは所定の申込書に会費を添へ支部若くは本会に申込むべし

第十章　罰則

第三十一條　本会々員にして左の各項に該当するものは除名することあるべし。

一、本会の趣旨、綱領に違背したる者、
二、本会の面目を毀損したる者、
三、本会の統制を紊したる者

第十一章　附　則

第二十二條　本会則は大会出席代議員三分の二以上の賛成を得るに非ざれば変更加除することを得ず。

ホ、無産婦人運動団体の現勢

関東婦人同盟の創立が刺戟して無産政党の分裂戰線に沿ふて、全国婦人同盟、社会民衆婦人同盟は創立された。社会民衆婦人同盟は先に社会婦人同盟と称し、さしたる活動もなされなかつたが、山田やす子、村上秀子氏等の入るに及んで、社会民衆婦人同盟と改称、規約、綱領も改めて外部的に進出した。けれど構成に多くの小ブルゲヨア婦人を含むこの同盟は、主義綱領に忠実に改良主義を以て進んでゐる。故に工場婦人に潜入するよりも職業婦人層、小市民層への働きかけにより主力を注ぐ傾向があるからに見られる。また未だ活動実体が備はらないために、社会民衆党の行ふところに、応援の程度で進んでゐることは、かの

昨年東京府下の問題になつた二業税重課可に対する反対運動を見ても、政治運動についても相察することが出来る。「機関誌として、「社会民衆婦人」を発刊してゐるが、革命的行動を徹底的に弾圧しやうとかかつてゐる田中専制政府の行政方策から、左翼的運動は非合法的に行はれるにつれ、社会民衆党と共に、この同盟も、漸次活動の場面を展開して行くであらう。社会民衆婦人同盟の姉妹団体に、赤松常子氏が主として活動する労働婦人聯盟がある。この聯盟は、日本労働総同盟の婦人部の外郭団体として、労働婦人の啓蒙運動、組織の補佐の役をしてゐる筈であるが、組織としては組合婦人部との関係密でなく、また社会婦人同盟と何等の連関もなく、たゞこの中に活動する人達が組合並に同盟に関係してゐるので力の分散をなすのみであり、婦人同盟内でも屋上屋として不便かつてゐるにも拘らず、存在してゐるのは不思議に思はれる。

合法団体として左翼を標榜してゐる無産婦人同盟は、一月二十日合同以後、社会民衆婦人同盟と共に婦選獲得共同委員会に参加し第五十六議会に対して、又本年の東京市会浮化運動に参加した。無産運動の常道として、ストライキの応援、労働婦人への宣伝煽動は日常闘争として当然行ふことであるが、合同後

最初の働きとして、文化生活を謳歌し、文化アパートメントを経営して大いに文化振りを鼓吹してゐる森本厚吉氏の、自家に働く若き人達を一日十四時間半の労働、一ケ月二十円内外の賃銀で虐使するに反抗して起つた職業婦人に応援し、且三月八日の国際婦人デーには、日暮里愛憐園で講演会を催し、合法団体を利用して、この日を公然と記念したことは、喜ぶべきことであらう。

無産階級が自己の自由と解放への執拗の要求は短日月の間にも非常の進歩をもたらす運動を展開した。死にもの狂ひの反動の魔手も、充分にそれを押へつける事が出来なかった。永き隷属的地位から起つた婦人も亦、婦人同盟を結成して戦ふ団結の力を知った。しかし封建的道徳のあまりにも強く、それの克服なくしては、何事もなし得ざる現在の婦人の地位は、すべての同盟をしてまづブルデヨアデモクラシー獲得に主力を注がせたのであつた事は、各同盟の宣言綱領が証明してゐる。その如く六同小異の政策を持ちながら、無産婦人運動内の戦線統一がなされず、かへつて婦選獲得共同委員会の如き小ブルジヨア婦人団体との提携なされるといふ事は何に原因してゐるであらうか。それは婦人同盟自身独立的存在の如く云為するも只に背后の無産政党に支配されてゐるからであ

つて、一月二十日に合同を行ひたる全国婦人同盟、無産婦人聯盟の行動も、その宣言による如く、真に無産階級政治戦線の統一強大化のためではなくて、その背后の日本労農党、無産大衆党等の合同が責したところのものであるといふも代なる誤りではないであらう。かの昭和二年三月十五日日本共産党検挙以来、左翼的運動団体に一層の魔手を加へた事例支配の弾圧は、四月十日遂に労働農民党その他の二団体を解散せしめた。これに先だち労働農民党には、労農派の主義を奉ずる一派が表はれ、飽までマルクス主義の精神に立ち、絶対的に日和見主義を排し、大衆の共同闘争によつてより活動を活潑ならしめやうとするに対立し、ざしも強固に見えた労働農民党内に、一沫の暗雲を落えたが、昭和三年三月全国支部協議会が協調会館に於て開催の折に判然たる形を以て表はれ、党内に於ける社会民主々義批判の自由を禁じやうとし提案したる大道憲二氏、長山直厚氏等に対して除名問題さへ持ち上り、弾圧の烈しくなるに伴つて、その潮流の区別がいよ〳〵明かとなりつゝあつた。党解散后直ちに新労農党組織準備会を結成し、結社禁止を乗り越え、確立されたる闘争実体を基礎として伝統的左翼精神を一気に戦ひぬき、やがて合法党としての実体を獲得せんと邁進

したに対して、大道氏等は意識的にサボタージュし、この左翼的運動の受難期に無産大衆党を樹立し、戦線を分散したのであつた。これに追随して従来関東婦人同盟に加入し、同盟の主義精神の下に活動して来つた婦人闘士にして、早に大衆党員との個人的関係によつて、同党の勧誘のまゝに、同党の外廓的婦人団体を結成したのを見ても、婦人自らの意識が闘争を必要とする程に凝結し高揚せられてゐない。現在の知識的無産婦人の実相を思しいながら見ない訳には行かない。かの婦人同盟合同の折、社会民衆婦人同盟に対しても合同を申し込んだが容れられなかつたのは、以上の見地から推しても当然と肯かれるのであるが、斯くの如く無産婦人団体の共同闘争が、無産政党の合同なしには不可能であり、かへつてブルヂョア婦人団体との共同運動は、いかに婦人参政権だけを目ざすとは云へ、容易に行はれると云ふことは、現在の無産婦人運動に、理論に於ても行動に於てもあまりにも不徹底すぎはしないだらうか。しかし無産階級解放運動は、昨日を批判のみして悲観してゐてはならぬ。殊に闘争の舞台は、確実に工場に根が下された。婦人同盟も合同し、ます〳〵戦線の統一が大衆の要望となりつゝある。真実の婦人運動も本今日を起点としてより飛躍されるであらう。

略歴

山田やすゑ氏	明治廿五年　月　日生
現住所	東京市外戸塚町諏訪一四四
原籍地	名古屋市
所属団体	社会民衆婦人同盟
職業	婦人毎日新聞編輯長

略歴

日本女子大学卒業后婦人調査会の嘱託となり、十三年辞職、後英国に行つた事もあり、昭和二年末社会民衆婦人同盟に参加す。活動家である。

赤松明子氏	
現住所	東京市外
原籍地	宮城県仙台市
所属団体	社会民衆婦人同盟
職業	同盟書記

吉野作造博士の令嬢、赤松克麿氏の夫人労働問題の研究家である。著書に「英国婦人労働組合運動史」がある。

氏名	織本貞代氏
生年月日	明治　年　月　日生
現住所	千葉縣市川町
原籍地	島根縣
所属団体	日本紡績労働組合
職業	組合書記

略歴

旧日労党時代から組合同盟婦人部に活動し、夫君利氏と共に有力なる闘士である。現在では無産婦人運動家中有数の姓名家と称せらる。

氏名	平林たい子
生年月日	明治　年　月　日生
現住所	東京市外杉並町高円寺
原籍地	
所属団体	労農芸術家同盟
職業	著述業

略歴

推薦「労農」派の闘士であり「文芸戦線」の仲間でもある小堀甚二氏の夫人で、創作家としても評論家としても健筆の方である。然し余り実際運動には参加されないらしい。

氏名	久津見房子氏
生年月日	明治廿七年十月十八日生
現住所	札幌市南九条西六丁目四二二
原籍地	岡山縣真庭郡勝山町大字勝山音五一
所属団体	
職業	旧労農党支部書記

略歴

大正八年頃、東京に在り故大杉栄氏の経営せる労働運動社同人なりし無政府主義者にして吾国無産婦人運動の先駆をなせる赤瀾会を創設し風に労働運動に従事す。大正十年大阪に移住し三田村四郎氏（日本共産党の重要人物にして北海道地方責任者なりしが目下行衛不明）と行動を共にす。大正十五年浜松に旧日本評議会系の楽器争議の勃発するや三田村氏と共に参加し之を指導す。

大正十五年十二月山形縣五色温泉に於て三田村氏が福本和夫、渡辺政之輔氏等と共に秘密結社日本共産党を結成して北海道の責任者となり昭和三年一月三田村氏が渡道すると共に北海道に渡り旧口右原太氏等と札幌電気局の細胞組織に着手し、昭和三年三月日本共産党事件の検挙のため捕はれて投獄さる。

山内みな子氏

明治　年　月　日生

現住所	
原籍地	
所属団体	旧労働組合評議会
職業	組合書記

略歴

東京モスリン工場の女工時代及愛会に入り　職業後は大阪東京の組合運動に従ひ、総同盟分裂後は旧評議会に属し、ストライキ、アジテーターとして名がある。

丹野節子氏

明治　年　月　日生

現住所	東京市外亀戸
原籍地	
所属団体	旧労働組合評議会
職業	組合書記

略歴

旧評議会の渡辺政之輔氏の夫人、夫婦共に熱心な活動的婦人である。目下日本共産党事件で市ヶ谷刑務所に収監されてゐる。

野坂龍子氏

明治廿九年九月　日生

現住所	東京府荏原町小山二六一
原籍地	兵庫縣神戸市
所属団体	産業労働調査所
職業	調査所書記

略歴

東京女子高等師範学校卒業、大君野坂参式氏と共に欧米に学び、帰朝後は専ら旧評議会婦人部、産業労働調査所に働き、熱心に無産婦人に努力しつゝあり、目下日本共産党事件に連座し、市ヶ谷刑務所に収監されてゐる。

二、無産者青年運動団体

イ、無産青年運動小史

一、

我国に大衆的無産青年運動が抬頭したのは、大正十四年五月全日本無産青年同盟の創立運動以来のことで、その歴史は、比較的浅いのである。然し我国無産青年運動史を叙するには当然に、労働組合、農民組合、水平社等の青年部の運動も包括されなければならないが、各無産者団体内に於ける青年部の運動は、それ〴〵主体団体の沿革の中に述べる予定であるから茲には独立的な無産青年運動団体の活動—大衆的無産青年運動の小史に止めて置く。

二、

無産青年運動は、資本主義社会の下にあつて無産青年大衆が受けつゝある社会的政治的及経済的の特殊の圧迫を排除し、無産青年の生活を擁護する目的の

為めに無産青年大衆を一つの闘争組織に結成するに在るが、同時に、結成された無産青年団体は、総ゆる大衆運動の前衛的役割をなし、なほ本隊—無産政党、労働組合等—闘士補充の任務を持つものである。

三、

前述の如く我国無産青年運動が大衆運動に化したのは、大正十四年五月全日本無産青年同盟の組織準備運動に端を発してゐるが、組合方面の青年部の設置は、既に、大正十三年三月の日本農民組合第三回全国大会に於いて決定を見てゐる。然し実際運動に入つたのは、やはり上記の十四年の後半期からで愈〻組織の確立を見たのは十五年三月であつた。労働組合方面では、大正十四年四月評議会東京合同労働組合大会で青年部設置が決議され、同七月四日関東印刷労働組合及び東京合同労働組合よりの委員によつて青年運動準備会が設置されたのを以て嚆矢としてゐる。全日本無産青年同盟も、その実、評議会の青年部の延長で、今年八月大阪に大阪無産青年同盟準備会が創立されるや関東、関西相呼應して全国的運動を展開し、八月末には、水平社青年同盟との提携が成立し、水平社青年同盟の機関誌「選民」を改題して「青年大衆」と為し全国同盟創立準

務所を水平社青年同盟本部に設置した。

かくて、九月上旬には静岡、三重、奈良、福井、福岡、神戸に、九月中旬には、広島、岡山、群馬、埼玉、岩手、秋田、熊本に準備会が設立され水青年運動の猛火が全国を拡捲せんとする勢であつた。次いで十月八日には上記地方の代表者が東京に会合して青年運動大懇親会を開き、更に十一月一日には一千五百名の会員を擁して東京青年同盟が生れた。

かくして後、約半歳、無産青年運動の烽火は我が全土を覆ひ、大正十五年八月七日全日本無産青年同盟が成立した。当時同盟員総数は、実に壱万二千六百余名に達し、その構成要素は、労働青年六〇%農村青年二二%水平社青年一四%学生青年四%であつたが、労働青年並に農村青年の大多数は組合青年で之の実二重的に組織されてゐたわけである。

全日本無産青年同盟は、青年独自の闘争、—青年の政治的自由獲得のための闘争—兵役一年制の要求、ブルジョア青年団に対する闘争、労働条件改悪反対運動等に邪圧をハネ返へして日曜しき活動を為したが、同時に労農党の指導下に在つてその大半を労農党の運動と並行せしめ、労農党の運動は即無産青年同盟

の運動でもあつた。だが就中青年請願運動、要求運動、反軍国主義運動は無産青年同盟の特筆すべき運動であつた。全日本無産青年同盟は、十五年四月十日労働農民党が解散命令を受けると同時に日本共産党と一脈の血が通つてゐると見做されて解散されて終つた。しかし、勇敢な彼等は直ちに立つて新青年同盟準備会を組織し今日に及んでゐる。一方中間派たる日労党方面では昭和二年三月青年前衛隊を組織し、党並に組合の運動の戦闘部隊として活動してゐた。全年十二月の全党第二回大会では青年同盟の結成を積極的に援助すべきことを決議しその準備運動を進めて居たがものにならず漸く日本大衆党の結党に刺戟されて今昭和四年一月廿日全国労農青年同盟を結成した。更に社民党方面に於ては、昭和三年の春以来社会民衆青年同盟結成の準備運動が進められてゐたが諸種の事情の為め創立の運びがおくれて、昭和三年十二月五日漸く産声を挙げた。而して全国労農青年同盟も社会青年同盟も其後特別の活動もなく今日に及んでゐる。

二、社会青年同盟の宣言、規約、綱領、政策、指導者名鑑

創立　昭和二年十二月五日
本部　東京市芝区新堀町一
系統　社会民衆党系　右翼
役員　執行委員長　小山樹夫
執行委員　徳永正報、大塚信郎、成山三郎、白神新、近藤武雄、
井堀繁男、新妻徳寿、梶原博生、近藤栄治、渡辺年之助
会計　亀田一郎
会計監査　小山帝三郎　海員同志会より一名

綱領

一、我等は社会民衆党の主義綱領に立脚し無産青年の立場より無産階級の政治的、経済的、社会的、解放の実現を期す。

一、吾等は支配階級の暴圧と搾取に対抗し階級戦線の前衛として勇敢なる闘争を断行す。

一、吾等は社会民衆党の指導精神に立脚し無産青年の大衆的結成の実現を期す

宣言

一

在来我国の青年は常に時代の先駆として幾多の歴史的変革のうちに、輝しい足跡を残す事を忘れなかつた。就中いはゆる明治維新とその後に於ける青年同志の倦まざる努力こそは近代国家としての日本をして今日あらしめた原動力であつた。

しかしながら時代の絶えざる変遷は、同時にまた時代の先駆たる青年の当面すべき歴史的変革の内容をも変化せしめ、発展せしめる、六十余年前の日本と今日の日本との変遷は同時にまた時代を担へだてた青年の任務の変遷でなければならない。

六十余年前の青年は今日を創つた今日の青年の創り出すべきものは之ふまでもなく明日である。明日とは何ぞや、それは抽象的には全無産階級が資本主義組織の有形無形の桎梏より社会的、経済的、政治的に解放された新たなる秩序と組織とを生み出したときであり、具体的には之を目標とせる無産階級運動の正しき誤らざる発展である。

何故に然るか今日我国を世界を全部的に支配してゐる資本主義はその性質より成る当然の結果として最近漸くその歴史的且つ社会的な存在の理由を失ひつゝある。

然もあくまでその王座を固執せんとする支配階級は無産階級に対する資本主義的搾取と圧迫とを一層複雑巧妙にして自己維持と無産階級勢力の弾圧とに汲々としつゝある。かゝる資本主義の存在は今日に於てはもはや歴史の正常なる進展を阻止するに役立つのみであつて、今後当然全無産階級的利益によつて取つて代らるべきものである。今日の無産階級運動はコれの実現を目標とし、使命として生れた、時代の先駆たるべく無産青年の任務も亦此の無産階級運動の正しき誤らざる発展に協力する事に外ならないのである。

二、

かくの如き情勢の下にあるにも拘はらず、現在なほ我国に於ける無産青年の組織的運動が殆んど何等の見るべきものを有しない事は、全無産青年にとつて此の上もなき遺憾なことであつた。強ひて求むれば極左翼に指導さるゝ青年の一団を認むべきであるが、それも先般合法的存在を失つて以来いよ〳〵

益〻全無産青年大衆運動たるの実質を消滅したるのみならず、その小児病的行動の残したる影響は純真なる無産青年を駆つて支配階級の陣営に投ぜしめるか乃至は怯懦なる文学青年的存在たらしめて真正なる無産青年運動の進展として一層困難ならしむるに至つた。

しかも一方支配階級は或ひは青年訓練所の如き軍国的教化を強制し或ひは青年団、処女会に官僚的支配を布き、或ひは中等専門高等大学諸課程の全国学校に「思想善導」網を張つて反動的教育を施す等無産青年として資本主義の奴隷たらしむるに寧日なき有様である。今にして強力なる無産青年大衆の組織的運動を起し以て全無産階級の先駆たるの任務につくにあらざれば、国民の生活は永久に不安と苦悩との中に沈潜するを餘儀なくさるるであらう。

故に我々はこゝに無産青年同志の熱（熱ゆるが如き希望を鉄の如き意志の下に）全無産青年の大衆的同盟を結成する。

現在我国に於て正しく誤らざる唯一の大衆的無産政党たる社会民衆党の指導精神こそは、同時にまた我等無産青年同志を結成したる唯一の精神でなければならない。

全無産階級解放の運動と同時に社会民衆党の運動の勇敢なる一先駆たる事こそは我が社会青年同盟の使命であり！　任務である。

全日本の無産青年諸君！　来って我が「社会青年同盟」を支持せよ!!

昭和三年十二月五日

社会青年同盟創立大会

政策

一、満十八才以上の男女の選挙権、被選挙権の獲得
一、青年団、処女会に対する官僚的支配の排撃
一、封建的徒弟制度の撤廃
一、幼年男女の夜業禁止
一、兵卒待遇改善と家族の生活保証
一、青年訓練所及其他一切の反動的教化政策の反対
一、無産階級暴圧諸法令の撤廃
一、帝国主義戦争反対

規約

第一章　名称目的及構成

第一條　本同盟は社会青年同盟と称す

第二條　本同盟は其綱領宣言及要求を貫徹することを以て目的とす。

第三條　本同盟は本部を東京に置き、支部を全国各地に置く。支部に関しては別に支部規約を設く。

第二章　同盟員及入退会

第四條　本同盟の綱領に賛同し規約を遵守する十六才以上三十才以下の無産青年は本同盟員たることを得但し評議員会の承認したる者はこの限りに非ず。

第五條　本同盟に入会せんとする者は本同盟員二名以上の紹介を要して本部及支部役員会の承認を受くるを要す。

第六條　退会せむとするものは其理由を具して本部又は支部役員会の承認を受くべし

第三章　機関

第七條　本同盟に左の機関を置く。

一、大会　二、評議員会　三、執行委員会

第八條　大会は本同盟最高の決議機関にして、代議員並に本部役員を以て構成し、毎年一回執行委員会之を召集す。

但し評議員会必要と認むる時は臨時大会を開くことを得。

大会の議長副議長は出席代議員中より互選す。

大会の議事は出席代議員の過半数を以て決す可否同数なる時は議長之を決するものとす、大会に出席する代議員は同盟員二十名毎に一名の割合を以て選出するものとす。

第九條　評議員会は大会に次ぐ決議機関にして評議員並に本部役員を以て構成し本同盟の緊急事項を評決す。評議員会は執行委員長之を招集し其の議長となる評議員は大会に於て選出す。

但し半数は社会民衆党青年部の推薦によるものとす。

第十條　評議員の任期は一ヶ年とす但し再選を妨げず。

執行委員会は、執行委員長、執行委員、会計及各部長を以て構成する本同盟執行機関にして大会及評議員会の決議事項並に規約の定むる事項を執行す。執行委員会は会務執行のため緊要に應じて

各種部門を置くことを得、各部は部長一名、部員若干名を以て構成し執行委員会の統制を受く

第四章　本部役員

第十一條　本同盟に左の役員を置く

一、執行委員長　一名、　二、執行委員　若干名

三、会　計　一名、　四、会計監督　二名

役員の任期は一ヶ年とす但し再選を妨げず。

第十二條　執行委員長、執行委員、会計、会計監督は大会に於て選出す。

1、執行委員長は本同盟を代表して会務を統轄す。

2、執行委員は執行委員長を補佐し会務を処理するものとす。

3、会計は本同盟の会計を司るものとす。

4、会計監督は本同盟の会計を監督す。

第十三條　各部長は執行委員会之を任命す。

第十四條　執行委員会は必要に應じて本同盟の顧問若干名を置くことを得

第五章　会　計

第十五條　本同盟費は月額拾錢とす。

第十六條　会計の決算は本同盟大会の承認を経るものとす。

第六章　罰　則

第十七條　本同盟の名誉を損し又は統制を紊したるものは執行委員会之を除名す

第十八條　本同盟員にして会費滞納二ケ月以上に及ぶものは総ての権利を停止す。

第七章　附　則

第十九條　支部規約並びに同盟規約施行に関する細則は別に之を定む

第二十條　同盟の綱領及規約は大会の決議を経るに非ざれば変更することを得ず。

八、全国労農青年同盟

創　立　昭和四年一月廿日

本　部　東京市豆区愛宕下町三ノ一

系　統　日本大衆党系　中間派

役　員　中央執行委員長　欠員、

書記長　岩崎正三郎

中央委員　林長三郎　須藤彊　清田竜次郎

田村勘次　荒川恭治　吉田源蔵

黒沢市之助　谷口直平　植村幸猪

多田喜一　神谷敏郎　尾関栄

今里勝雄　竹本明　天満芳太郎

波多野俊夫　甲賀喜代　山崎一夫

武田徹　岩藤雪夫　芳賀民重

砂盛光　久木久治　森嶺美子

菊川静子　河田宏　松本秀雄

大宅正秋　山崎政義　吉成鎌郎

滝沢操六　深沢守義　森彬雄

工藤勝一

綱領

一、我等は階級的立場より全無産青年の政治的経済的社会的解放の実現を期

す

一、我等は青年の立場より軍国主義に対して徹底的に反対す。

一、我等は明確なる理論と実際を涵養しもって無産階級解放運動の階級性を擁護す

一、我等は労農青年の全国的結合を期す。

宣言

鬱積された全日本無産青年の不満と要求を代表して真に果敢なる闘争を展開し得る組織は成った！永きに亘って全日本の無産青年が求めて止まざりし青年同盟は茲に愈々出現した。わが全国労農青年同盟即ちこれである！

一、

曽って光栄ある歴史的使命を帯び、我国唯一の階級的青年同盟として、その輝ける未来を約束されたりし全日本無産青年同盟はその指導精神の誤謬に加ふるに所謂対立分列主義に禍されて遂にその大衆的基礎を失ひ、而も帝国主義ブルジョアジー（資本家階級）の代理人によって昨年四月その合法性は剝奪され、最後的にその組織は潰滅さるゝに至った。

又、他方、右翼青年大衆の階級的成長の成果としての自主的青年同盟組織の運動は半ばにして早くも右翼幹部によって準備会解散の弾圧を蒙り、遂にその独自性は放棄するの止むなきに至らしめられた。

かくて、弾圧に抗して、その独自性を厳守しつゝ、その合法性を極度に迫発揮して優はれたる戦線の進出的再建のためにも、全無産青年の先頭に立つてたゝかふべき大使命は、今や、わが全国労農青年同盟の双肩に投げかけらるゝに至った。

さあれ、われらは進む！全国同志の怒濤の如き歓呼に送られて、階級的単一青年同盟結成の旗を高く掲げてすゝむ！

二、

元よりわれらの闘争の路は平坦ではない。それは実に剃と血とを以て約束された苦闘の路である。見よ！支配階級の帝国主義的侵略政策と無産階級抑圧政策は日に益々辛辣を極めつゝあるではないか。

かゝる政策は全無産青年を直接の犠牲となす帝国主義戦争の危機を尖鋭化し、言論、集会、出版、結社の自由を正に一片の空文たらしめるものである。

而して全土を洗ふ資本主義的産業合理化の波は、工場閉鎖、賃銀値下、大量馘首となつて、労働者就中青少年労働者の生活を極度に追ひつめ、脅しつゝある。

聞け！ 典型的軍国主義に抗し排撃の加重に抗し、全土の無産青年が挙ぐる怒濤なる反逆の叫びをしかも、全無産青年男女はこの鬱勃たる不平不満を表明し反映すべき一切の政治的自由を禁はれてゐる！

これら一切の、無産青年大衆の不平不満の解放のための闘争こそ、これこそわれらの闘争の集中的目標でなければならぬ。

三、

全無産青年はこの要求のために益々力強く闘はんがために、単一青年同盟の結成を切実に要望してゐる。

右翼幹部の抑圧に抗して階級的組織を奪還せんとする青年の闘争、又極左幹部の無爆と合法性放棄主義を排して統一の旗を掲げて大衆的青年同盟樹立のために邁進する青年の闘争、これらの闘争に参加せる青年大衆の果敢なる日常闘争とその緊密なる同志的精神に基く共同行動を通じて、統一実現のために勇敢にたゝかうことこそ、実にわが同盟当面の主要任務である。

四、

もとより全無産階級の解放なくして無産青年のみの解放はあり得ない。而つてわれ等の全闘争は無産政党の緊密なる協力援助とその階級的政治闘争への結合と促進を絶対に必要とする。

而して今や対立と分裂抗争の苦き経験は階級的無産政党をして全無産政党合同の方向へと向しめたわれらが要望して止まざる階級的単一青年同盟獲得のための闘争こそは、分裂せる無産政党に対する一大衝撃となつて、必ずやその統一を招来するであらうことをわれらは確信するさらば全国の同志よ！ まい進しよう！ 全無産青年の要望を体して一路果敢なる解放のための闘争へ！

帝国主義戦争の危機とたゝかへ

満十八才以上の青年男女に選挙権被選挙権を與へよ

青少年労働者保護法を制定せよ

階級的単一青年同盟の結成へ

全国労農青年同盟万歳

昭和四年一月二十日

政策

一、満十八歳以上の青年男女の選挙権被選挙権の獲得
一、満十八歳以上の青年男女の陪審員選挙権被選挙権の獲得
一、兵卒の言論、集会、出版、結社及選挙権被選挙権の獲得
一、兵営内に於ける兵卒の人格権の確認
一、一年志願兵制の廃止及一年兵役制の実施
一、兵卒に標準生活費支給要求
一、戦死、傷病兵及徴兵による家族に対する国庫扶養の実施
一、除隊後の職業保証
一、青年訓練所青年団及処女会の自主化
一、学生の軍事教育其他民衆を軍国主義化する一切の政策反対
一、青少年労働者特別保護法の制定
一、女子及び少年の人身売買の禁止

全国労農青年同盟創立大会

一、殖民地青年男女に対する政治的経済的社会的差別撤廃
一、水平社青年男女に対する封建的蔑視観念の打破
一、無産階級抑圧諸法令の撤廃
一、言論集会結社出版の自由獲得
一、青少年労働者の六時間労働制の確立
一、婦人及満十六才以下の少年の夜間労働、坑内労働、坑内作業、有害危険作業の禁止
一、同一労働に対する年齢による賃銀並に解雇手当の差別撤廃
一、一年四週間の休暇及び休暇中の日給全額支給
一、徒弟年期奉公制度の撤廃
一、強制的寄宿制度の廃止
一、義務教育機関の増設及び義務教育費全額国庫負担並に八年制延長の即時実施
一、補習教育機関職業教育機関の増設完備とその自主化
一、図書館の充実とその無料開放

一、男女教育の機会均等

一、學生生徒の學問研究の自由及び校内自主權の確認

スローガン

帝國主義戰爭の危機とたゝかへ！

官製青年団青年訓練所を青年の手に!!!

學問研究の自由を與へよ!!!

青年男女に政治的自由を與へよ!!

青年労働者保護法を制定せよ！

全國の労農青年団結せよ!!

規約

第一章　總　則

第一條　同盟は全國労農青年同盟と称し本部を東京に置く

第二條　本同盟は同盟の綱領規約宣言及び決議の貫徹を以て目的とす

第三條　本同盟は宣言綱領及び規約を承認したる滿二十五才以下の無産青年男女を以て構成す

第二章　組　織

第一節　班

第四條　本同盟は左の各項に從ひ班を組織するものとす

(一)　同盟員の職場を單位として職場班を組織し、農村に於ては地域を單位として農村班を組織す

(二)　同盟員の居住する地区を單位として地区班を組織す

第五條　班を新たに設置する場合は本部及支部の承認を得るを要す。

第六條　班の規約は同盟の班約準則に拠るを要す。

第七條　班に左の機関を置く

(一)　總会　(二)　委員会

班機関の現定は班規約に於て之を定む

第二節　支　部

第八條　本同盟は府縣を單位として支部を組織するものとす

但し地勢交通の状態に依り中央委員会又は常任中央委員会の承認を経て二支部以上設置することを得。

第九條　支部を新たに設置する場合は本部の承認を得るを要す。

第十條　支部の規約は同盟の支部規約準備則によるを要す。

第十一條　支部に左の機関を置く

(一) 総会　(二) 幹事会　(三) 常任幹事会

支部機関の規定は支部規約に於て之を定む

第三章　機　関

第十二條　本同盟に左の機関を置く

(一) 全国大会　(二) 中央委員会　(三) 常任中央委員会

第一節　全国大会

第十三條　全国大会は本同盟の最高決議機関にして同盟一切の重要事項を審議決定し毎年一回中央委員長之を招集す

但同盟員又は中央委員二分の一以上の要求ありたるときは即時に中央委員長は之を招集するを要す

第十四條　全国大会は代議員中央委員及常任中央委員を以て構成す但し常任中央委員は決議権を有せず

第十五條　全国大会は議長一名、副議長一名及大会書記並に左の各種委員若干名を選出す

一、資格審査委員　二、議事委員　三、法規委員

四、豫算委員　五、会計審査委員　六、其他

第十六條　全国大会の代議員は支部より選出しその選出方法は常任中央委員会別に之を定む

第十七條　全国大会は大会代議員の二分の一以上出席するに非らざれば成立するを得ず

第十八條　全国大会の議事は出席代議員の過半数の賛否を以て決す

但し賛否同数なるときは議長之を決す

第十九條　全国大会は同盟の中央委員長一名、書記長一名中央委員若干名を選出するものとし任期は何れも一ケ年とす

第二十條　全国大会は同盟の顧問若干名を選出することを得

第二十一條　中央委員会は全国大会より次期大会に至るまでの最高決議機関にして大会の決議を執行し全国大会に対しては責任を負ふものとす。

第二十二條　中央委員会は全国大会に於て選出されたる中央委員及書記を以て構成す但し書記は決議權を有せず

第二十三條　中央委員会は毎年二回以上中央委員長之を招集す
但し中央委員三分の一以上の要求ありたるときは臨時之を招集するを要す

第二十四條　中央委員会の議事は中央委員三分の一以上の出席を得過半數を以て決するものとす

第二十五條　中央委員会は常任中央委員を互選するものとす

第三節　常任中央委員会

第二十六條　常任中央委員会は同盟の最高常務機関にして全国大会の決議を執行すると共に同盟一切の事務を処理し全国大会及中央委員会に対しては責任を負ふものとす

第二十七條　常任中央委員会は中央委員の会互選によりたる中央委員長を含む常任中央委員及書記を以て構成し臨時に中央委員長之を招集するものとす

第二十八條　常任中央委員長は中央委員長之を兼任す
但し書記は決議權を有せず

第四節　部門

第二十九條　常任中央委員会はその目的達成のため必要に應じて左の部門を置き部長は常任中央委員之を兼任す
一、組織部　二、宣伝部　三、政治部　四、教育出版部
五、調査部　六、情報部　七、財政部　八、機関紙部
九、婦人部

第三十條　各部門に部長一名部員若干名を置き当該部門の事務を処理す

第三十一條　各部門の細則は別に之を定む

第四章　役員

第三十二條　同盟本部に左の役員を置く
一、常任中央委員長一名　二、書記長一名　三、常任中央委員若干名　四、専門部長若干名　五、専門部員若干名

第三十三條　常任中央委員長は同盟の代表者にして同盟一切の事務を概括し其

の責に任ずるものとす

第三十四條　書記長は常任中央委員長を補佐し同盟の常務を統轄す

第三十五條　各専門部長は各種部門の活動を統轄す

第三十六條　役員の任期は何れも一ケ年とす

但し再選を妨げず

第三十七條　役員に缺員を生じたる場合は即時中央委員会又は常任中央委員会に於て之を補充す

第五章　同盟費及会計

第三十八條　本同盟の費用は同盟員の負担とす

但し寄附金を妨げず

第三十九條　同盟本部費は同盟員一名に付月二拾銭也として年二期に分納するものとす。その中金拾銭也を同盟本部に納入するものとす

第四十條　支部費及班費の割合は別に之を定む

第四十一條　同盟費及び寄附金は一切返還せず

第四十二條　同盟の会計年度は全国大会より次期大会までとす

第四十三條　同盟の豫算は全国大会に於て決算を得るを要す

第四十四條　同盟会計は毎年全国大会に於て決算を報告することを要す

第四十五條　同盟の会計監査は常任中央委員之をなす。

第六章　加盟及脱退

第四十六條　本同盟に加入せんとするものは加盟申込書に加盟金三十銭也に同盟費を添へ支部又は同盟本部に直接申込むものとす

第四十七條　同盟員たるの資格は本部常任中央委員会の承認を得たるときより発生するものとす

第四十八條　本同盟に団体加入せんとするものは団体の経歴及同盟員たるべき構成員の住所氏名多数規約役員名に同盟費を添へ支部若くは直接本部に申込むものとす

但しその資格発生は常任中央委員の承認通知を得たる時よりとす

第四十九條　本同盟を脱退せんとするものは其の理由を付し支部を経て同盟本部に届出づべきものとす。

第七章　罰　則

第五十條　同盟員にしてたの各項に該当するものは中央委員会又は全国大会に於て除名することを得

イ、同盟の綱領、主義に違反したるもの

ロ、同盟の規約を遵守せず統制を紊したるもの

ハ、同盟員としての義務を果さざるもの

第五十一條　前條の規定は支部に準用す

但し支部の決議は同盟本部常任中央委員会の承認を経て始めて確定するものとす

第五十二條　除名せられたるものは次期大会に於て復帰の申請を常任中央委員会を通じてなし得るものとす

第八章　附　則

第五十三條　同盟の綱領規約は全国大会に非れば変更することを得ず

第五十四條　本規定に基く施行細則支部規約準則は中央委員会之を定む

以上

（備考）（一）加盟金三十銭也はマーク代に充当される

（三）同盟員には機関紙無料配布

規約準則

（大綱）

一　工場班規約準則（大綱）

一、職場（工場等）に於いては、同盟員は結合して、同盟の決議に従ひ、労働青年特殊の日常利害を代表して積極的に活動し、更に全般的な労働青年に対する特殊的圧迫に抗争し、労働青年大衆に同盟の戦術綱領スローガンを宣伝し、労働青年を同盟に獲得し、これを闘争に導かねばならぬ。

（職場に於ける労働青年は先づ労働組合に組織されるべきである。同盟員は労働青年大衆を組合に組織することに努め更に其れを青年同盟に加盟せしむ可く努力しなければならない。職場に於て青年同盟は労働組合との密接なる協力が必要である。）

二、職場班（工場班等）は、職場に於ける同盟の組織である。それは、職場に於て責任をもって同盟の活動を遂行する

三、職場班の全員は、少くも月二回以上規則的に職場班総会に集合する。総会は職場班の最高の決議機関であって、委員会又は三分の一以上の成員の

要求に依って召集され、二分の一以上の成員の出席ある場合に決議能力を有する。総会はすべての諸問題を討議し決議する。

四、七人以上の成員を有する職場班は、職場班総会に於て三人乃至十人の職場班委員会を選出する。七人以下の場合には委員会の代りに一人の組織書記が選ばれ、此の場合総会は毎週一回開かれねばならぬ。

五、職場班委員会は、工場班総会の決議、上級指導機関の決議を遂行するために、職場班の活動方針を定め、職場班成員に活動を分配し、その活動を推進し統制する。又総会の議事日程を準備し、議案を作る、

六、職場班委員会は、規則的に月二回以上職場班総会及び上級指導機関に活動報告をなさねばならぬ。

七、職場班委員会は、新同盟加入の申込みをうけ、職場班総会の決定に附し上級指導機関に報告し本部常任中央委員会の承認を得よ、

八、職場班委員会は、同盟費を支部を通じて本部に納入する。職場班の活動費は職場班委員会より支部に請求すべきものとす、

九、職場班委員会は三ヶ月毎に改選される。但し再選は妨げない。

十、職場班委員会は、職場班常任委員一名を互選する。職場班常任委員は上級指導機関と工場班委員との結合を維持し、会計を兼ねる。

十一、必要に応じて、職場班は他職場班又は農村班と班協議会を設置し得る。

二、地区班規約準則（大綱）

一、全同盟員は、住所地区を単位として地区班を組織し、その居住する一地区の地区班に包容される

二、同盟のすべての問題を職場班等に於て討論し決議された後に、職場班等の全成員は、地区班総会に集合してそれを討論し決議し、支部大会への代表者を選び、地区班委員会を選ぶ。

三、地区班委員会はその地区に於ける同盟の活動を組織し指導する。地区班委員会は、その地区に於ける、未だ職場班のないすべての職業等に班を組織する。職場を持たざる街頭青年大衆は直接その地区班に組織し包擁する。

四、地区班委員会は、該地区の同盟活動全体を成功的に指導するために必要な専門部を置き、地区班委員をして専門部の活動を指導せしむ、

五、地区班委員会は、地区班常任委員一名を互選する。地区班常任委員一名

を互選する。地区班常任委員は上級指導機関と地区班委員との結合を維持し、会計を兼ねる

六　最も重要なる職場班の常任委員は必ず地区班委員会に参加しなければならぬ。

七、必要に応じて地地区班又は農村班と班協議会を設得し得。但し班協議会は単なる連絡機関とす

三、農村班規約準則（大綱）

一、農村に於ては地域を単位として農村班を組織し、大体地区班規約準則を適用する

○　各支部及び班準備会は責任あるリポーター（連絡係、情報係）を置き、即時、住所氏名を同盟本部に通知せよ！

○　現在、班の組織の活動状態はどうなつてゐるか？　班準備会が何時準備会の状態を捨て、班を確立し得る豫定か？　何時支部が確立出来る豫定か？　リポーターの住所氏名を知らせるときに、どんなに短くてもよい、明瞭な情報を送れ！

○　支部発会式には本部から宣伝部員等を派遣する

○　機関紙、労農青年は二月十日に発刊する。リポーターの任務は重大だ。支部　班が確立しなければリポーター宛に機関紙を送る。全国的に機関紙配布網を張りめぐらせ！　全国に班と支部を確立せよ!!

東京市芝区南佐久間町二ノ一七

全国労農青年同盟　本部

（註）新青年同盟は未だ準備会時代であつて準備会は昭和三年四月成立してゐるが、規約、綱領、政策等は確定的のものを持つてゐない。左に掲ぐるものは各地よりの問合せに対して機械草案の意味で発表したものである。

中合せ

準備会の設立　昭和三年四月

仝　本　部　東京市牛込区矢来町三

系　統　旧新党準備会系　極左翼

幹　部　秋笠政之助、松田一孝外数名

本準備会は青年の政治的経済的学事的文化的要求貫徹のため、青年の全国的大衆組織の実現を期し当面の組織的任務として旧青年同盟の再建自主的組合青年部の確立、全労農戦線統一のために戦ふ

スローガン

一、同一労働には同一賃金を与へよ
二、十四才以下の幼年労働の禁止
三、十六才以下の労働者の四時間労働制の確立
四、十八才以下の労働者の六時間労働制の確立
五、二十才以下の労働者の危険作業夜業の禁止
六、封建的徒弟制度の撤廃
七、入営中の日給半額支給並に除隊後の復職
八、十八才以上の男女青年労働者の選挙権被選挙権の獲得
九、十八才以上の男女青年労働者の言論集会結社の自由
十、青年団の自主化
十一、水平社植民地青年の差別待遇の撤廃

十二、青訓所の自主化
十三、一年現役制の即時実施
十四、青年の言論集会結社の自由
十五、軍国主義的教育並に帝国主義戦争反対
十六、無料職業教育の即時実施
十七、補習学校の自主化図書館の増設

規約

班

一、工場（鉱山車庫船舶）農村並に地域別の班も基礎単位とす
二、五名以上を以て班を構成し三名四名の時は班準備会として活動する
三、班には班長書記を置き班の拡大に従って班委員会専門部を設ける

支部

一、同一地域に二個以上の班あるときは支部を作る
二、班の代表者会議を以て最高の執行機関として別に班代中から常任執行委員を選ぶ

支部聯

一、一府縣に二個以上の支部あるときは支部聯合会を作る。

二、支部代表者会議、支部聯の常任委員の任務については班代支部委員の長に準ず

尚従来党組合の組合が充分であったことは大担な批判にあって即時組合に加入し、事情の許すかぎり党にも加入すべきである。

組合の仕事に自ら進んで参加することなしには自主的組合青年部の確立も望みがたい。又保守的組合に於ては青少年の組合加入の自由、成人労働と同一権利を要求せねばならぬ。

三、全国青年団体会議

一月廿日全国労農青年同盟成立と同時に、全同盟が主唱の下に全国青年団体会議を計劃中であったが二月十日同盟本部に第一回会議を開き愈々其の成立を見た。

創立　昭和四年二月十日

事務所　東京市芝区南佐久間町二ノ一七

参加団体　全国労農青年同盟、日本労働組合青年部、日本大衆党青年部
全日本農民組合青年部、市電従同会青年部、市電自治会青年部
関東金属労働組合青年部、東京市従業員組合青年部、
千葉労農党青年部、全国農民組合青年部、裏日本青年同盟準備会

幹部　安達義、岩崎正三郎、荒川恭次、砂盛光、武田徹、田村勘次
朝倉幹司、興野芳治、松田一孝

創立声明書

今や資本家地主の政府田中反動政府は全政治機構を動員し以て労働者農民の傾聴と抑圧に狂奔しつゝある。

昨年三月以降の戦闘的労働者農民の大衆的逮捕、全日本無産青年同盟他二団体の解散、及新党準備会の解散等の事実、及十七億に達せんとする尨大なる帝国主義的軍事豫算の編成労働者農民の前衛を死刑に処するための治安維持法改正緊急勅令事故承諾案の議会への上程、又露国なる侵略主義的意図に基く対支外交帝国主義戦争準備の為めの意識的計劃的諸政策乎一貫せる狂暴なる弾圧方針の顕れである。

又他方、資本主義的産業合理化の影響は、労働者就中労働者青少年の経済的地位の特別に深刻なる行詰りを招来しつゝある。

我が無産階級は労農青年を資本家地主のかゝる勢力影響域内から奪ひ還へし彼等自身の属する無産階級の為めに教育訓練し、意識的に階級闘争に参加せしめねばならぬ。又資本主義社会に於いて、青年の労働が搾取の手段となつてゐるこの××××××××××しめようとする青年特殊の要求がある、更に青年は軍国主義の特別の犠牲であると此外特別の理由から反軍国主義闘争の先頭に立たゝねばならぬ。又青年には特別の教育法が必要であり、組織上の能力が訓練されることが必要である。

以上の理由が帝国主義日本現在の労農青年団を組織せしめた。

青年団体を必要とする理由は又次のことを規定する。

青年団体は労農青年の為めの社会主義の大衆的学校であり、最も広汎なる青年大衆を含む大衆的団体でなければならないし、又日本現在の資本の攻勢に直面して我々労農青年大衆は、尚一致せる政治的経済的社会的諸要求貫徹

のために自らの闘争力を集中し、統一し以って成功的に闘争を行はねばならぬ。その為めには現労農青年団体の分裂的状態によって起る青年大衆の闘争力の分散を何等かの手段によって集中し、言葉の最も眞実なる意味に於いて大衆団体を結成しなければならない。我等は茲に全国青年団体会議を結成した。我等は労農青年大衆の緊密なる共同行動を通じて現下の労農青年団体の分裂状態を統一へと押し進めなければならぬ。

わが全国青年団体会議こそはその役割を最も有力に果すであらう。また果さなければならぬ。

青年男女に政治的自由を与へよ！

同一労働に同一賃銀を払へ、青少年労働者特別保護法を制立せよ！

言論集会結社の自由を与へよ！

帝国主義戦争の危機と闘へ、資本家地主の政府を倒せ、全国青年団体会議万歳！

昭和四年二月十日

全国青年団体会議

スローガン

同一労働に同一賃銀を支払へ

青少年労働者特別保護法を制定せよ！

満十八才以上の青年の男女に選挙權被選挙權を與へよ！

治安維持法を撤廃せよ！

軍事費を禁止！

支那から手を引け！

資本家地主の政府田中政動内閣を倒せ！

規定

一、本会議は全国青年団体会議と称し本部を東京に置く

二、本団体を加盟各団体が共同行動を為す為めの常設的永続的機関となし加盟各団体より各一名宛の常任委員を挙げて常任委員会を構成する

三、常任委員は書記三名を置き事務を処理せしむ

四、常任委員会は必要に応じて開催す

五、参加各団体は一ケ月金三円を団体会議に支出しその使途は委員会に於て

決める。

労農青年同盟の指導者名鑑

現住所	東京市芝区愛宕下一ノ三
原籍地	栃木縣
所属団体	全国労農青年同盟
職業	元教育

岩崎正三郎氏

明治廿五年　月　日生

略歴

拓殖大学を中途退学し、日労党結党と共に入党し、同党関西事務局主任として昭和三年まで在阪、日本大衆党の結成により本部常任書記となり、現在は日本大衆党の中央委員、全国労農青年同盟の書記長

武田徹氏

明治廿四年八月十七日生

現住所	東京市芝区西久保巴町五七 管野方
原籍地	大阪市東淀川区北大道
所属団体	全国労農青年同盟

略歴

大阪に於ける関西甲種商業学校卒業後、船員生活約一ヶ年を送り波止場人足等を経て上京、東京市電従業員組合の教育出版部主任となり統一同盟書記、全国労働組合統一同盟の書記長、対支非干渉全国同盟常任委員等を兼ね、昭和三年七月無産大衆党の結党と共に同党の常任書記となる。日本大衆党の結成により主任書記となったが、清党運動のためその帯を返く。全国労農青年同盟の中央委員。

神谷敏郎氏

明治四十年七月廿五日生

現住所	芝区南佐久間町二ノ一
原籍地	福岡縣遠賀郡

職業	青年同盟書記

略歴

郷里の小学校卒業後上京して、大正十四年関東合同の前身、南部合同労働組合に加入し、翌年十二月、日本労働学校、日本労働総同盟、関東紡績労働組合の書記に任命さる。十五年十一月組合同盟が総同盟より分裂後組合同盟及び日本紡織労働組合書記となり昭和二年四月より全国農家人民同盟及び日本労農党尾久支部書記に転じ四年一月廿日全国労農青年同盟の創立と同時に幹部となる。

今里勝雄氏

明治廿七年二月廿一日生

現住所	芝区愛宕下町三ノ一
原籍地	長崎縣佐世保市日宇
職業	日本大衆党書記

略歴

大正十二年福岡商業学校卒業、後明治大学商科に入り昭和二年四月卒業、後直ちに日本農民党に入り書記となり、日本大衆党の結成と同時に同党の選挙部

主任となる、尚全日本農民組合組織部長を兼ね、青年同盟の創立と共に調査部長となる。

吉田龍次郎氏

明治四十年三月十五日生

現住所	市内四谷区
原籍地	岩手縣江刺郡羽白村
所屬団体	全国労農青年同盟

略歴

文動的思想をもつ国志館中学専門部を卒業し弁然無産階級運動の渦中に入るを決心し、昭和三年日労党の書記となり、日本大衆党結成さるゝや青年部主任書記となり、更に全国労農青年同盟の中央委員となる、

翻訳書として孫文の「三民主義に就て」（自楊社）がある。

安達嚴氏

明治廿九年四月十二日生

現住所	東京市芝区南佐久間町二ノ一七 全国労農青年同盟本部内
原籍地	島根縣八束郡能野村
所屬団体	全国労農青年同盟

略歴

故郷の高等小学校を卒業後、諸種の労働に従事したが十八才にして社会主義思想に強く打れ、家の相続人たる資格を剝奪され、その後政治研究会島根支部を創立し執行委員として働き、更に島根縣小作聯合会の常任委員、全日本農民組合の常任委員を経て、昭和二年日労党支部を創立、日労農党との合同を策し左遷され、その後上京し日労党本部書記として働き、本年一月二十日全国労農青年同盟が組織さるゝや本部書記となる。

八、旧全日本無産青年同盟の指導者名鑑

太田三郎氏

明治四十一年月日生

現住所	京都府葛野郡花園村字上谷口小字池ケ二一
原籍地	同
所屬団体	旧全日本無産青年同盟
職業	植木職

略歴

東都地方に於ける青年無産運動の若き闘士にして旧全日本無産青年同盟東都支部の創立に尽力し、昭和三年三月日本共産党事件には投獄さる。本年二十一才の闘士なり。

長谷川民之助氏 明治廿九年 月 日生	
現住所	名古屋市南区瑞穂町柿本二二
原籍地	名古屋市東区千種町字豊明一五四
所属団体	旧日本労働組合評議会中央委員
職業	組合書記

略歴

小学校卒業後、名古屋地方の工場に職工として歩き、旧日本労働組合評議会に属し常に左翼労働運動をなし推されて、旧労働組合評議会中央委員となり中部地方評議会常任書記となる。

後秘密結社日本共産党の名古屋地方に於けるフラクション組織の運動に加盟し昭和三年三月十五日日本共産党事件の為め検挙され懲役四年に処さる。名古屋地方に於ける共産党中最高の刑期を受く。

安井安太郎氏 明治廿九年 月 日生	
現住所	名古屋市東区新出来町五ノ五二
原籍地	奈良縣高市郡今井町大字今井五二八
所属団体	中部合同労働組合
職業	組合書記

略歴

長谷川氏等と共に中部名古屋地方の労働運動の若き闘士たり。旧日本労働組合評議会系に属する中部地方評議会の常任委員となり、又、中部合同労働組合の常任委員兼書記に推され左翼労働運動者の花形たり。

昭和三年三月日本共産党事件に連座し投獄されしが、遂に懲役三年に処さる。

飯田治三郎氏 明治廿九年 月 日生	
現住所	名古屋市中区米野町六ノ内四
原籍地	三重縣三重郡塩浜村大字旭村一四四〇
所属団体	名古屋金属労働組合
職業	鉄工

吉田亀

藤井哲夫氏

明治四十七年一月二日生

現住所	小倉市堅町八二北川方
原籍地	岡山縣御津郡宇甘東村大字高津九六六
所属団体	
職業	指圧業

略歴

福岡西南学院高等部文科を中途退学し社会運動に投じ、旧労働農民党福岡支部聯合会書記長となり、北九州方面に於ける左翼社会運動の指導者として重きをなす。

大正十五年十二月山形縣五色温泉に於て福本和夫、渡辺政之輔、佐野文夫氏等十数名の同志が会合して秘密結社日本共産党結成の秘密会合をなすや、之れに参加した一人にして同結社北九州地方の責任者たりしが、昭和三年三月日本共産党事件と称する同結社員検挙に際し捕はれて下獄し遂に懲役八年に処される。

しかし、北九州共産党員として最高の刑期なり。

佐々木是雄氏

明治三十六年八月五日生

現住所	八幡市京町四丁目奥川方
原籍地	広島縣安芸郡船越町八〇五屋敷
所属団体	旧全日本無産青年同盟
職業	

略歴

福岡商等学校在学中、社会科学を研究し社会運動に投じて数度処分に処される。後旧全日本無産青年同盟福岡縣支部聯合会中央執行委員に推されたることあり。又昭和二年旧労働農民党福岡縣支部聯合会中央執行委員たり。日本農民組合植崎町支部等にも関係を有し、北九州地方の農民運動労働運動等の闘士たりしが、昭和三年三月日本共産党事件の為めに捕はれ獄に下り懲役六年に処される。

松尾勝氏

明治廿八年八月五日生

現住所	八幡市通町六丁目 松平方
原籍地	福岡縣嘉穂郡鎮西村大字八木山一〇八四
所屬団体	北九州金屬労働組合
職業	組合書記

略歴

福岡高等学校中途退学、在学中より佐々木孝延氏等と共に社会科学を研究し、中途退学後直ちに旧労働農民党員となり、九州地方評議会に属する北九州金属労働組合の常任書記に推される。

昭和三年三月日本共産党事件の為めに検挙され懲役六年に処される。

愛甲勝矢氏

明治廿八年三月十日生

現住所	福岡市大字堅粕八三〇耕人社内
原籍地	鹿兒島縣薩摩郡高城村大字麓三五
所屬団体	
職業	党書記長

略歴

欠

MISSING

九州帝国大学法文学部を放校せらる。在学中より社会運動に関係し、退校後は旧労働農民党福岡縣支部聯合会書記長として北九州方面に於ける左翼社会運動の指導者となり、也九州に於ける労働、農民運動等に功多し。

昭和三年三月十五日日本共産党事件に連座し投獄され懲役六年に処さる。

三、學生團体

一、學生社会運動小史

社会改造運動の先端には、何処の国のそれにも見らるゝ様に、若き純真な学生の鮮血が、華やかに、歴史の一頁を染めてゐるが、我が国の社会運動誌上に於いても亦学生は、重要な役割を果してゐる。大正七八年我が労働運動の勃興期にデモクラシーを呼號して黎明運動の先駆を為したのは実に東京帝大の新人会であつた。又大正十一、二年社会主義運動の中堅を為したものも、帝大新人会早大建設者文化会等の如き學徒であつたし、最近共産党運動の果敢なる戦士の大半は全国の学生マルキストの諸君であつた。

二、

我国学生社会運動は　労働運動の先駆を為してゐるが、その最初のものは何んと云つても東京帝大新人会の創立であらう。大正七年ヨーロッパに於ける社会革命運動の影響を受けて、我国にも漸く民主主義の思想が抬頭し、吉野作造博士等を中心とするデモクラシー運動が起つたがこの時新人会はその刺戟によつて東京帝大の在学生間に赤松君等が創られたものである。

新人会は創立後間もなく、麻久、柳瀬諸君の木曜会と合同し、之れと同時に在学生に限らず先輩をも含む団体となつた。かくて陣容を整へた新人会は、校内学生に対する啓蒙に止らず労働組合へも浸入し、更に各地高等学校への宣伝に手を染め、京大、三高、二高等に支部を設け、なほ早稲田の民人同盟とも提携し戦線を拡大し来つた。当時の労働運動方面の主なる活動を擧げると

一、亀戸方面への進出　二、日暮里セルロイド組合の創立　三、会員の友愛会入り、四、信友会大会に出席　五、桝本国際労働代表反対運動等であつた。今年十月十日には、新人会、早大建設者、民人同盟が主唱の下に造大扶信会、早大の一新会等と共に青年文化同盟を組織した。

帝大の新人会と前後して早稲田に高津、和田等が中心となつて、先きの、民

人同盟を組織した。当時の学生運動団体としては殆どこの二つが中心勢力を形成してゐたが、民人同盟は、間もなく分裂して建設者同盟を生み、残された民人同盟は解体して暁民会となつた。暁民会は日本最初の共産主義団で、後校外団体となり文化会が作られた。今日社会運動界に於ける幹部インテリゲンチヤは殆ど大部分当時の新人会建設者同盟文化会出身である。此の期に於ける学生の活躍は、優に我青級闘士史の一頁を飾り得るであらう。

三、

以上学生団体の創立時代を初期運動とすれば、大正十年後学生聯合会の成立迄が第二期であらう。第二期運動の主なるものは、大正十一年のロシア飢饉救済運動、対露非干渉運動、之等の運動は労働組合、思想団体と提携し目覚ましき学生の運動が展回された。なほ十二年の八月より九月にかけては、新人会の諸君が全国の高等学校を脚足し、これによつて九月終りに一高、三高、五高、七高、佐賀、浦和、新潟の七高等学校の「高等科聯盟」が成立した。更に十一月七日ロシア革命記念日を期し全国学生聯合会が創立された。参加団体の主なるものは

新人会（東大）、文化同盟（早大）、社会批判社（日大）、社会思想研究会（早高）、七日会（女子医専）、社会思想研究会（一高）、社会問題研究会（三高）、R、F会（五高）、鶏鳴会（七高）、文化会（新潟）等であつた。

尚時の学生団体は学校当局よりの圧迫殊に甚だしく、その各研究団体の如きは殆ど半秘密的存在であつた。大正十二年五月にはかの有名な早大軍事研究団事件が勃発し、之れは反軍国主義運動に発展し、反動団体と対抗し遂に流血の惨を見るに至つた。仝年六月には「第一次共産党事件」に関聯して早大研究室蹂躙事件が起り、学生聯合会は此の問題を契機に猛然たる「大学擁護運動」を起し「学問の独立と研究の自由」の為めに闘つた。

大正十三年に入つては、特に著しき発展を遂げ、恰も学生運動が此の秋に出発したかの観を呈した。六月十四日には東京に「学聯」の第一回大会が開催され、大会参加数は

東京　一三校　四八名、　京都　三校　五名、　大阪　一校　二名、
神戸　一校　二名、　仙台　二校　五名　其他　三校　三名

合計　二三校　六五名、

の多きに達し、この階級仝十月には全国高等学校二五校中研究会のあるもの廿三校といふ未曾有の学生運動時代を現出した。この大会に於て、学生聯合会を「学生社会科学聯合会」と改めた。この頃より加盟団体は頓に増加し九月末には、四十九団体約一千名を数へ仝十二月末には五十八団体一千五百名に達した。一方学生社会科学聯合会に対する当局の圧迫漸やく露骨となり十二月には第五高等学校の研究会が解散を命ぜらるゝに至つた。

茲に学生聯合会を学生社会科学聯合会に改称した時の決議を示すと次の如くである。

學生聯合会改称決議

一、名称を「学生社会科学聯合会」と改むること
二、新組織を採用し、地方聯合会（関東、関西、東北）を作ること
三、教育事業を組織的且有効ならしむるために研究の課目並に課程を設定すること
四、学生運動の目的に適する出版事業を行ふこと、

五、研究会未設校に拡張運動を行ふこと
六、労働者教育運動の促進

四、

大正十四年五月にはかの有名な総同盟の大分裂があり、労働運動の分野は、左右両翼に対立することゝなつたが、この対立を機会に学生運動は全国左翼の指導下に立ち、学生中の右翼分子は中心から離れ、この運動は著しく尖鋭化した。此頃から左翼の陣営には更に二つの対立を生み即ち一つは山川氏の代表する大左翼主義と一つは福本氏の代表する「福本イズム」との二派で、学生は少然に尖鋭な極左的理論の「福本イズム」に魅了し去られ、完全に極左翼共産主義団体の指導下に立つことゝなつた。当時の運動を見ても軍事教育反対運動、支那罷業批判、理論闘争による尖鋭なる意識の把握等極左的色彩を鮮明にして来た。

運動の尖鋭化と支配階級の弾圧は正比例する。この年の十二月一日には京大学生の大検挙があり、引続いて十五年一月十五日以降全国的に東京、京都、大阪、神戸、福岡、仙台等学生の大検挙が行はれた。当時の検挙数を見ると

一月十三日十七名、一月十八日一名、一月廿七日十名、二月七日一名、三月四日一名、三月十四日三名、三月十五日一名、四月十二日一名、四月十五日二日各一名　合計三十八名

が収容された。これと合時に文部当局の学生社会科学研究会に対する弾圧が始り、学生運動の受難期が到来した。左に代表的のもの二、三を挙げると

二月十三日京大総長は全研究会に対し、一、会則中の「普及」の文字削除、二、学聯よりの脱退を強要し、

九月二十九日九大当局は全心く研究会に対し学聯よりの脱退を懇々学生四名を放校処分に附した。

十一月十四日同志社当局は研究会代表に学聯よりの脱退、会合には指導教授の臨席を要し、校外の会合最禁を申渡し

十一月十三日関西学院は全心く学聯よりの脱退、社会主義研究の不可なることを研究会に通告

五、

かくて学生運動は、京都の「学聯事件」を機会に、文部当局の全国各学校の

研究会に対する学生聯合会脱退強要、研究団体組織の自由制限、岡田文相の内訓五ケ條等の弾圧によつて、社会科学聯合会が表面上全く解散の有様となり、同時に潜航的状態に没入して終つた。大正十五年—昭和元年より昭和二年度に至つても文部当局乃至各学校当局の学生社会科学研究会に対する圧迫愈々露骨を加ふるのみで何等の緩和を見なかつたので、学生運動も殆ど公然の活躍を試みることが出来なかつた。表面上は僅かに社会科学講演会、政治批判講演会等に気勢をあげたに止つた。昭和三年に入つても此の状勢は殆ど変化を見ず、今年の六月永く学生運動の総本山の形を為してゐた帝大新人会が解散を命ぜられ新人会系の学生が数度に渡つて検挙され、学生の運動は実際上表面に現はるゝを得ない状態に陥入つて終つた。

だが然し、学生事件大検挙後大正十五年中に於ける表面的の主なる活動を見れば次の如きものを挙げることが出来る。

第一学生運動の総本山塔である新人会は月次講演会を開催しマルキシズムの研究及び運動の実際戦術を講述し、更に無産青年同盟及労農党の運動、労働爭議等を援助し、第二京都大学社会科学研究会は新たに学校当局より指名された

河上博士外三名の指導後援を設定し四月二十四日に同会の大会を開き、研究会マークの決定、特殊研究会及マルクス記念講演会の開催、会員倍加運動等を行ひ、更に労働運動、農民運動方面へも進出した。なほこの外早稲田大学社会科学研究会は、四月の新学期と同時に倍加運動を行ひ、五月八日には総会を開き組織の変更をなし、毎月一回特別講座を開講し、マルクス主義研究討論しなほ研究会講演会等を時々開催した。更に十月に班委員会を開き活動事項を決定し、十一月には倍加運動週間を行ひ、十一月七日にはロシア革命記念茶話会を開き、なほ同大学内の雄弁会、研究会、新聞学会等と提携して運動を進め会員約二百名を集め得るに至つた。

六、

然し、大検挙後に於ける最も重要なる運動は「全日本学生自由擁護同盟」の運動である。今年五月十三日東京に於ける学生団体の代表者は新人会本部に会合し、所謂「文相の内訓」として有名な岡田文相の名によつて各大学及専門学校当局者に向つて発せられた学生の社会科学研究会弾圧に対する内訓及対に関して協議し、文部省及び学校当局の学生弾圧に対し全国的運動を組織し及対

運動の猛火を挙ぐべきことを決定した。

かくて先づ最初早稲田大学及び明治学院等に「自由擁護同盟」を組織し、更に各校に及ぼし、六月十一日以上の外帝大其他二十四の学生団体を結合して「関東学生自由擁護同盟」を組織し、

一、新聞雑誌記者及び自由法曹団の参加を求むること

二、宣伝印刷物の作成

三、定期協議会の開催

四、反対演説会の開催

等を決議した。一方関西方面に於いては、京都大学内に於ける十二学生団体の共同の下に六月十一日京都大学自由擁護同盟を組織し、二れ等の各校の自由擁護同盟は更に関西学生自由擁護同盟を組織し活動を始めとして同志社、関西学院等続々自由擁護同盟を組織し、六月二十八日には、之等全国各校の同盟各校に「自由擁護同盟」の組織を見、代表者が東京芝協調会館に集合し、全日本学生擁護同盟と結成し全国的運動の組織を完成した。同盟はこの全国的組織の結成と同時に全国各学校において秋

論会研究学会等と提携し文部当局及各学校当局の社会科学研究に対する弾圧に猛然と反対の火の手を挙げたがこの学生「自由擁護」運動もさしたる成功を見ずして漸次不振に陥つた。

「学生自由擁護同盟」の運動と今時に一方社会科学研究会は、自由法曹団、大衆教育同盟、無産者新聞、大衆社等を糾合して今年八月二十日「自由獲得同盟」を組織し、言論集会結社の自由獲得運動に前進した。続いて十月二十日には各大学卒業生及思想家を以て「関東自由獲得同盟」を組織し、関西方面に於いては、森戸辰夫氏等が中心となり、「関西自由獲得同盟」を組織し、学生の自由擁護同盟の運動を防衛すると今時に「自由獲得運動」を捲き起した。次いで翌年に入っては四月に京都学生事件又は京大事件と呼ばれて一世の視聽を集めた学生社会科学研究会に関する治安維持法違反、出版法違反、並びに不敬罪被告事件の公判が開かれ、同三十日決定が下されたが太田達一郎外十二名の出版法違反及び石田英一郎の不敬罪は審理の末持救となり免訴の言渡しがあり、外三十八名は全部有罪の言渡しがあつた。しかし判決の言渡しを受けた三十七名は直ちに控訴の手続を取つた。この京大事件の関係者は我が学生運動の中心

的人物の名下あるから特に当時の判決に依って氏名を列挙して置かう。

禁錮各一年——太田運一郎、永井哲二、武藤丸楠、白谷忠三、黒田久太、古賀二夫、黒川健二、小柳正衆

禁錮各一年半——大羽廣、鈴木安蔵、遠見重雄、奪谷武二、鵜谷孝雄、宮崎菊次、大塚梅夫、奈田清、蓬台恒治

禁錮各二年——実川清之、松本萬一、野呂栄太郎、衣谷槙夫、秋笘正之助、橋本省三、泉隆、栗原祐、藤井水三、内海洋一、上村正夫

禁錮各二年半——波瀬三郎、岩田義道、石田英一郎、山崎雄次

禁錮各三年——是枝恭二、村尾隆男、清水平九郎、後藤喬夫

前にも述べし如く京大事件後学生運動は全く潜航運動になったので表面的には活動状況を知る事は出来ないが昭和二年中分明せる主なる活動を挙ぐれば次の如くである。

七、

五月には新人会を中心とする東大社会科学研究会が、従来学友会中央部直属であったのを「文化科学部」の名を以て独立し、九月には、京大学生社会科学

研究会が三条青年会館で既成政党批判演説会を開き、更に全京大研究会は全会を京大学友会の一部とする計画実現の為めに活躍した。尚全研究会は、十月に入って総会席上に於いて

一、河上肇博士の主宰する経済批判会を積極的に支持すること

二、無産者新聞を積極的に支持すること

三、社会科学研究の普及と日本社会科学研究会に加入することを京大総長に請願しその貢献を計ること

の三項を決定し荒木総長に右決議文を手交した。

全日本学生社会科学聯盟は、十月九日に神田青年会館に於て、社会科学講演会第一回講演を、全十三日第二回を開催したが、両回共開会后直に解散せられ多数の学生が検束せられた。十一月に入って京大社会科学研究会は、臨時総会を開き、学生監督機関に学生代表を参加せしめる件、思想取締制度撤廃の件を決議し総長に提出した。

文部当局は、之等の学生社会科学運動に対して依然弾圧の手を緩めず、栗屋文部次官は次官会議に於て学生の社会科学研究傾向を報告し、一高、五高、松

江高、福岡高等に於ける社会科学研究会学生の手に依つて全校赤化、校友会解散取等の企画事実ありとし、二高事件も之れに関係ありと説き、二高の自治的運動は不当の圧迫を蒙つた。更に今年六月一高生二名共産主義宣伝の嫌疑で停学処分を受け、明大の社会科学研究会は校風に反するとの理由で解散を命ぜられ、今十月には東大の学生がロシア革命十週年記念講演会のビラをまき検束される等のことがあつた。

学生社会科学運動は、かくて、当局の不断の圧迫と学校当局の警戒との為めに実際上表面運動が不能になり終つた。

八、

学生運動に対する弾圧が日々に加はり、一大危機に直面せる折柄「三、一五事件」によつて知らるる日本共産党の大検挙が起り、引続いて労働農民党外二団体に解散命令が下り、この二つの事件が更に学生の社会科学運動を困難ならしめた。之等の事件と関連して文部当局は極度の神経過敏さを以て各大学の所謂左傾教授に圧迫を加へ、京都帝大の河上博士、東京帝大の大森助教授等は職を引くの止むを得ざるに至り、同時に多年学生運動の総本山として輝ける歴史と

幾多の闘士を輩出せる東大の新人会が解散せられ事実上学生の社会運動は組織を失ふに至つた。

東京地方に於ける日本共産党事件が未だ予審中に属するので禁錮の自由を有たぬが、学生運動に於ける有力分子は殆ど日本共産党の中堅分子であつて此の方面に於ける学生の活躍は盛し偉大なるものがあつたようである。

最近の学生社会科学運動は、単に大学乃至高等学校等学園に於ける社会科学の研究宣伝に止まらず、むしろ階級線の闘士を養成して、階級戦線の各方面に進出せしめ、之等の闘士は広大なる実際運動上の血脈たり神経系統を為してゐたやうである。

ロ、日本学生社会科学聯合会の指導者名鑑

次徳三郎氏（本編第五項—七—八—参照）

後藤斉夫氏（本編第五項—六—林彦雄氏参照）

野呂栄太郎氏 明治四五年四月三十日生	
現住所	
原籍地	北海道夕張郡長沼村

所属団体	
職業	

略歴

大正九年北海道中学を卒業し、慶応義塾大学経済学部に入り、大正十五年卒業、尚在学中より社会問題を研究し、十五年四月、彼の「日本学生社会科学聯合会」の秘密結社事件にも関聯し、検挙投獄の上、禁錮二年に処さる。

現住所	兵庫縣武庫郡西灘村上野中條二二岡田方
原籍地	京都市上京区岡崎北御所町二五
所属団体	
職業	

石田英一郎氏
明治廿六年六月三十日生

略歴

京都市の男爵家に生れ京都帝国大学経済学部在学中、社会科学の研究をなし学生社会科学研究会員たりしが、京都学生社会科学事件に連座し昭和二年五月

京都地方裁判所に於て治安維持法違反罪に問はれ禁錮十ケ月に処せらる。

昭和三年三月日本共産党事件の為め捕はれ投獄されしが前記学生事件の保釈中の出来事なれば注目されつゝあり。

現住所	鹿児島市西田町五四
原籍地	同
所属団体	
職業	無産者新聞記者

池田隆氏
明治廿五年五月日生

略歴

京都帝国大学医学部を中途にて退学し、学生社会科学研究会員たりしが、後日本農民組合大阪府支部聯合会書記となり無産運動に身を投じ、又、無産者新聞大阪出張所主任として旧労農党の為めに奔走す。昭和三年三月日本共産党事件にも関係し捕はれて投獄され懲役四年に処さる。

宮崎菊治氏 明治廿五年八月廿日生	
現住所	京都府葛野郡花園村字花園上字猫毛
原籍地	佐賀縣松浦郡波多嶋町横田字平場
所属団体	
職業	

略歴

大正十五年一月「日本学生社会科学聯合会」秘密結社事件に連座し、禁錮一年六月に処されたる以来、旧労働農民党の京都地方の運動に参加したるが、昭和三年三月再び「日本共産党」秘密結社事件の為め捕はれ投獄さる。

太田潦一郎氏 明治廿八年月日生	
現住所	
原籍地	愛知縣名古屋市中区滝川町五三
所属団体	
職業	

略歴

大正十五年一月「日本学生社会科学聯合会」秘密結社事件に連座し禁錮一年に処され、当時学生なりし氏は退校を命ぜらる。以来旧労農党及び評議会系の運動に身を投じたるが、秘密結社「日本共産党」の細胞組織準備委員会の委員となり、宮崎菊治氏等と共に秘密運動を為したるが、昭和三年三月捕はれて投獄さる。

松本篤一氏 明治廿六年四月日生	
現住所	東京市芝区下高輪三〇
原籍地	仝
所属団体	
職業	著述業

略歴

大正十五年一月、東京帝国大学文学部社会学科に在学中、「日本学生社会科学聯合会」の秘密結社事件に連座し禁錮二年に処され、同大学を退校さる。後大阪に転じて労働運動に参加し、大阪産業労働調査所々員として左翼運動に活躍したるが、昭和三年三月「日本共産党」秘密結社事件の為め捕はれ、大阪地

方裁判所に於て懲役五年を宣告される。

古賀二男氏

明治廿七年七月　日生

現住所	大阪市此花区江成町一一〇
原籍地	佐賀縣佐賀郡久保田村大字久宿六七三
所属団体	
職業	無産者新聞記者

略歴

京都帝国大学法学部在学中、大正十五年一月「日本学生社会科学聯合会」秘密結社事件の為め捕はれ禁錮一年に処され、同校を中途退学する。後「無産者新聞」大阪記者となり労働運動に従事したるが、昭和三年三月「日本共産党」第二次秘密結社事件の為め再び検挙され懲役四年に判決される。

鷲谷武二氏

明治廿六年二月　日生

現住所	秋田縣南秋田郡下井河村出川字海老沢八
原籍地	仝
所属団体	日本農民組合総本部
職業	帝国書記

略歴

京都帝国大学文学部哲学科在学中、大正十五年一月「日本労生社会科学聯合会」秘密結社事件に連座し禁錮一年六月に処され、同校を中途退学する。後、「日本農民組合」に入り帝国書記となり、農民労働運動に従事中、昭和二年三月「日本共産党」秘密結社事件のため大阪にて捕はれ懲役四年に判決される。

熊谷孝雄氏

明治廿四年九月　日生

現住所	鳥取縣気高郡鹿野町大字鹿野一三二五
原籍地	仝
所属団体	旧労働農民党大阪府支部聯合会
職業	右支部書記

略歴

京都帝国大学経済学部在学中、大正十五年一月「日本学生社会科学聯合会」秘密結社事件の為め禁錮一年六月に処され、仝校を中途退学される。後、大阪に

移り四労働農民党大阪府支部聯合会に入り推されて常任書記となり、大阪に於ける同党の運動の為めに活躍したるが、昭和三年三月、「日本共産党」第二次秘密結社事件起るや捕はれて懲役五年の判決を言ひ渡さる。

四、借家人運動

1、借家人運動小史

一、

在来の我が国社会運動史を繙いて見る時、その何処にも、借家人運動の歴史は見当らない。少くとも大正十五年以前の我が社会運動史上には地位らしい地位を占めて居なかつたことは事実である。それは何故か。借家人の運動がなかつた為めか、否！借家人運動は大正十一年十月以来組織されてゐる。しかしそれにも拘らず借家人運動は社会運動の上から全然無視されてゐた。これには勿論種々の理由があるであらう。だが、在来の借家人運動はひいき目に見ても弁護士の法律事務以外には出ず、解放運動としての事業は見出し得なかつた。近世社会運動は少くとも資本主義政策の認識の上に立つてゐるが借家人運動は終始個人的利益の打算の上に立つてゐた。

最近は殊に政治運動の抬頭と共に、借家人運動も進展して我が社会運動上一つの役割を演ずるに至つたが以下一応其の発達の跡を辿つて見よう。

昭和二年九月二十五日に借家人組合聯合の組織される迄は、三つの借家人団体が立つた。一つは借家人同盟であり他は日本借家人同盟と全国借家人同盟である。これ等の中最も早く組織されたものは借家人同盟である。

借家人同盟は、大正十一年十月十一日布施辰治、神道寛治の諸氏が東京に創設したもので、はじめ同盟は唯漠然たる「居住権の確立」の標語の下に布施氏一個人の法律的事業として戦つたに過ぎなかつた。運動と云つても所謂事件中心借家人を巧利的に動員したのみで、従つて組織の如きも単に一東京地方に限られ全国的組織を持ち得るには至らなかつた。

同盟創立の翌年は、かの関東地方の大震災で、東京横浜を中心とする数万戸の焼失家屋数十万人の罹災者之れ等の人々の居住権の問題は一般民家に非常のショックを与へた。今同盟も必然に之等の人々の居住権確立の問題を中心に大衆的一大闘争に投らねばならなかつた。同盟は、震災後直ちに

一、焼跡に即時バラックを建築しろ

二、震災地の家賃を全部免除しろ

のスローガンを掲げて猛烈に大衆運動を展回するに至つた。この東京横浜に於

ける同盟の新運動は、在来の事件中心の運動に一展機を与へ借家人運動と大衆運動に飛躍せしむ可き絶好の動機を与うるものであつた。しかしこの運動転換の気運は、未だ指導精神の確立までに至らなかつた。従つて組織の如きも、市の内外に支部が増設されたに止まり全国的に迄拡大しなかつたし、真実なる大衆運動とはなり得なかつた。

大正十三年は、震災による借地借家臨時処理法に対する闘争の年であつた。震災の被害は、関係家屋が多しい数であつた為め政府は借地借家臨時処理法を制定して一般市民大衆の利益を蹂躙し去つた。同臨時法は何等前借家人の優先権は明記されてなく、家主の利益の為めに如何様とも左右され得るもので罹災者たる借家人には極めて不都合のものであつた。同盟はこれに対して「前借家人に優先権を与へよ」のスローガンの下にその改正を政府に迫つた。なほ同盟はこの年に借地借家調停法に対して「調停委員の公選」「調停裁判の公開」等に対して闘つた。更に十四年は、東京の震災地域の区劃整理が実行され始つたが区劃整理委員は天下り式に任命し始んど地主及家主によつて占められ、借地人借家人等は在来の居住権を根本的に奪ひ去られることになつたので「区劃整

理委員の公選」「借家人を利害関係人にしろ」「換地はバラック住民に與へよ」等の問題の為めに闘爭した。

震災後二ケ年の上述の運動は、勿論、從來の單なる事件中心の運動より一歩を進め借家人大衆の臨時的利益を取り上げて闘爭したものではあるが、運動方針の根本に何等の改革も変化もなく、実質的に見て大衆的運動とは云ひ得られなかつた。

借家人同盟はかくして運動方針の確立の急に迫まられたが、内部に

一、從來の事件や中心主義を主張する一派

一、居住權を大衆的運動によつて確保せんとする一派

の対立を生み、後者は前者を以て、五ケ年間に得た借家爭議の経験即ち事件を解決すればに基く小ブルジョア運動であると為し、更に新方針の確立は、小ブルジョア的事件主義への墮落を清算して大衆運動への轉換を主張するものであると為し、同時に前者は後者を以て極めた小兒病運動への発展と為し互に相爭ひ、遂に十五年末に分裂を来して終つた。

一は布施辰治氏を中心とする日本借家人同盟を創立して借家人同盟より分離

し、

二は借家人同盟として踏み止まり陣容を新たにして闘爭組織を整へた。

三

この借家人同盟の分裂を機会に我が國の借家人運動は大別して二つの傾向を持つに至つた。一つは即ち布施氏等の日本借家人同盟を後援するであらう旧日労系の全国借家人同盟乃至社民系の日本借家人組合等によつて代表される事件本位の在來の借家人爭議運動であり、他は借家人同盟によつて代表される極左的煽動運動である。

昭和二年の春には、旧日労系の人々が中心になつて全国借家人同盟を組織し、尚一方社民系の人々が中心に日本借家人組合を組織した。之等の同盟は布施氏等の同盟と殆んど同傾向の運動方針を取り主として事件本位であり、時として家賃二割値下げ運動の如きものを敢行したが、それは寧ろ正面に見て、極左戰術の模倣であり單に時々演説会位で暴露をやるに過ぎなく殆ど記録として残る可きものはなかつた。良かれ悪しかれ借家人運動は、借家人同盟に依つて代表されて来た。その組織力の点よりしても、また大衆的現実の点よりしても前三

者は一東京地方の運動であり、個人的借家人の個人的利益の擁護運動に過ぎなかつた。

だが全国借家人同盟は、昭和三年を通じ総聯合の成るまで、やはり可成の活動を為してゐる。一月には日労党の生活擁護運動と結び着いて、市議デー請願デーを行ひ借家法の改正を議会に迫つた。その請願には

借家法（大正十年四月八日法律第五十号）中に左の一条を加へ、且つ附則一条を追加制定し、即時実施せられ度く此段請願候也

一、賃貸人は敷金権利金等之れに類する一切の負担を賃借人に課することを得ず

附　則

本改正法実施以前に設定したる賃貸借契約中の敷金権利金等に就いては賃貸には法定利息を附して直ちに返還す可し、

尚一、家賃五十円以下の家屋税を撤廃せよ　二、即時家賃三割値下げを迫れ！　等のスローガンの下に闘争を敢行した。

四、

借家人同盟は、分裂後の運動としては、最初府縣議戦を機会に

一、家賃三割即時値下げ

二、敷金、権利金を撤廃せよ

三、強制立退絶対反対

四、完全なる借家法の改正並に全国的実施

等のスローガンの下に果敢な闘争を展開し、更に労農党の市町村大会と結び付け全国的のアヂを行つた。なほ今年十二月には全国組織委員会を成立せしめ、借家人運動を全国的に統一し、組織す可き計劃を立てた。かくて組織の充備と共に更に

一、選挙を契機として全国的に借家人平議を激発し、平議を通じて永組織借家人大衆を日常闘争に動員し組織し

二、労農党との協同の下に経済闘争に動員し得た借家人大衆をして、政治闘争にまで発展せしめ、党への媒介としての任務を盡すべきである。

との一般方針を規定し

一期、一般的アヂテーション、住宅問題の具体的暴露、借家人の経済的不平

誘発

二期、具体的要求の統一、経済闘争誘発、一家賃値下、家賃不払同盟への参加組織の闘争計劃の下に借家人大衆を動員し、極力なる闘争を捲き起した。更に労農党の解散後は旧大衆党系の借家人組合全国同盟並に全国借家人同盟に即時無条件合同を提唱し、借家人運動の統一を計った。旧大衆党系の借家人組合同盟は黒田寿雄、泉忠君等が中心となり、旧無産大衆党の別動団として組織したもので、未だ組織の充実、闘争への進展を為さざる中に総聯合同願が起り之れに参加することゝなった。

五、

借家人運動史上特筆すべき事は、昨年九月全国借家人同盟、借家人組合同盟、借家人同盟の三団体間に総聯盟が成立したことである。この総聯盟成立の経過は、最初労農党系の借家人同盟が前記二団体に対し三年六月七日即時無条件合同を申込んだに始まるが、この時は各団体ともその支持する政党の指導方針の相違より合同申込を拒絶するに至った。しかし借家人運動の戦線統一の問題は、合同申込の拒絶にも不拘一脈の連りが残されてゐたので借家人同盟側では直ち

にこの気運と団体間の連絡とを利用して総聯盟の提唱をなし一気呵成に右三団体の総聯盟を結成して終った。この発会式を上野自治会で行ったのが丁度三年九月であった。

借家人組合同盟総聯盟はかくて我が借家人運動上歴史的意義を以て重大なる一歩を踏み出すことゝなったが、最初は総聯盟の中心的指導力を確立する為めに

一、密接なる共同闘争　二、常任委員会の確立　三、各活動方針の確立、四、各参加団体の統制　五、合同実現のための闘争

等を中心に組織の統一及び強力化の為めに努力を払った。なほ四年三月の東京市会議戦を通じ更に、五斯の傾下運動を展開せしめ、日常闘争を拡大し、なほ労働者層の獲得に主力を注ぎ、この闘争を通じ更に組織の強力化の為めに努力を払ひつゝある。

四、現勢

(イ) 借家人同盟の綱領、宣言指導者名簿

創　立　大正十一年十月十一日

場所　東京市王子区豊平町二番地

趣旨目的

の確立を大衆的、自主的組織で獲得せんとするものである。

概要

専制的借家或は民衆によつて蹂躙されつゝある全無産借家人の居住権

家賃即時三割値下。敷金、権利金の撤廃。　強制立退他対及対
公営住宅の改善、増設並に居住者による。　管理権の獲得。
失業者に政府の家賃全額給與、家賃制限法の制定、家賃脱並に附加税
の廃止。新家屋税の制定、高度累進賦課。　完全なる借家調停法の獲得。
完全なる借家法の獲得並に全国的実施

本部役員

地方幹部　神道寛次、中野高一、岩井勇蔵、中田智周、鎌田守一、赤平政男、

商蘭、丸町（函館）　大西（小樽）　寺島（札幌）　浮田（旭川）
山城（平）　松田（福島）　神谷（郡山）　渡辺（会津若松）

河上丈太郎、大沢一、平野力三、岡田宗司、吉田賢一、稲田徳次郎、
会計長　松谷與二郎、主事　鈴木茂三郎、主事代理　藤次雄、
会計　平野力三、新聞主任　山崎今朝弥、
渡辺寛、中村高一、岩井勇蔵、中田智周、鎌田守一、赤平政男、

役員　顧問　日本労農党

役員　東京神田区元岩井町

役員　昭和三年四月

役員　全国借家人同盟

役員　十四

役員　二十四

役員　三、四〇〇名（全国的組織過程にあるが故に地方同盟員は不明）

役員　京都　飯石（大阪）　高蔵（神戸）　渡辺（福岡）
冲中武田（中部）　大橋堀田（群馬）　岡崎（新潟）　加藤（福井）

綱領

一、借家人の利害を代表し家賃値下げ及び敷金制度の撤廃を要求する
二、借家関係法規の改正を直ち居住権の確立を期する
三、家屋税及び附加税、その他不合理なる住宅課税の廃止を要求する

宣言

都市に於ける借家制度の不備は、横暴なる家主の跳梁を恣にせしめ、一般借家人をして住宅難と高き家賃の前に泣かしめつゝある。全国借家人同盟は、これ等借家人の利害を代表し、家賃の値下げ、敷金制度の撤廃を期すると共に、借家人の権利として居住権を確立せんとする。

生活の一般を為す居住に対して一般民衆の無関心なる態度は、都市生活者の九割が借家人なる現状に鑑みて甚だ怪訝に堪えない。自らの権利に目覚めざるは我等の恥辱である。家賃の値下げを要求し居住の安定を求むるは我等の特権でなければならぬ。

全国借家人同盟の結成は、これ等一般借家人に対して、その権利の獲得の為めに新しき道を示すものである。

全国の借家人よ！　自らの権利に目覚めよ！　廉き家賃を求むる者よ、生活の安易を求むるもの、立退の難側に脅かさるゝものよ、全国借家人同盟の旗の下に集れ、

全国の借家人よ、日本労農総評会、日本大衆党と提携して居住権の確立に向つて闘争せよ！

規約

一、本同盟は全国借家人同盟と称し本部を東京に支部を各地に置く
二、本同盟は全国の借家人を以て構成し本同盟の宣言綱領及び決議の貫徹を目的とす
三、本同盟は目的達成の為め左の事業を行ふ
　1、借家問題、課税問題及び借家関係法規並に裁判例其他の調査研究
　2、借家争議の鑑定、顧問、代理交渉、訴訟代理、並に弁護士選定
　3、不当家賃の値下げ及び不納運動並に不当なる家賃値上及強制立退に対する反対運動
　4、研究会、講演会、講習会、慰安会、借家人大会等の開催並に新聞雑誌

図書小冊子の出版

（以下省略）

(三) 借家人組合総聯盟の規約綱領宣言及び指導者名鑑

創　立　昭和三年九月十五日

団体団体　大衆、新光両党系

役　員

松谷与二郎、岩内善作、依次雄、黒田寿雄、泉忠、中村高一、神道寛次、森本政男、中田勉奇、野岡　羽田綱吉、平野真好、岩井勇三

綱領

一、

借家人組合総聯合は、昨昭和三年九月十五日、旧日労党系の全国借家人同盟、新党系の借家人同盟及び借家人組合同盟の三団体が聯合して結成したものである。

一、借家人の利益を剝奪する不当なる家賃の値上げ、敷金、権利金の撤廃

二、借家人の負担を重からしめる凡ゆる悪税の撤廃と民衆の実生活に基く公営住宅の増設並に管理権の獲得

三、借家人運動を阻害する凡ゆる悪法令の撤廃と完全なる借家人保護の制定

四、借家人大衆の組織的闘争による居住権の確立

規約

第一章　名　称

第一條　本聯盟は借家人組合総聯盟と称し本部を東京に置く

第二章　目　的

第二條　本総聯盟は総聯盟の綱領、宣言、決議を貫徹するを以て目的とす

第三章　構　成

第三條　本総聯盟は総聯盟の綱領、規約を遵守する借家人団体を以て構成す

第四章　機　関

第四條　本総聯盟に左の機関を置く

一、総聯盟大会　二、中央執行委員会　三、常任中央執行委員会
四、拡大中央執行委員会

第五條　大会は本総聯盟の最高機関にして年一回定期に中央執行委員会之を召集す
但し中央執行委員会必要と認め又は加盟団体三分の二以上の要求ありたる場合は臨時大会を召集することを得

第六條　大会規約並に選出比率は中央執行委員会之を定む

第七條　大会は中央執行委員長一名、中央執行委員若干名、書記長一名、会計監査三名を選出するものとす

第八條　中央執行委員会は次期大会に至る最高決議機関にして中央執行委員長之を召集す

第九條　中央執行委員会は地方並に支部地域の情勢に応じて決議会を設くることを得
常任中央執行委員会は中央執行委員会に於て互選されたる常任中央執行委員若干名を以て構成し緊急常務を処理し常任中央執行委

員長之を召集す

第十條　常任中央執行委員長は中央執行委員長之を兼任す

第十一條　常任中央執行委員会は書記若干名を任命し事務を処理せしむ
拡大中央執行委員会は緊急事要事項を決議執行する機関にして中央執行委員会之を召集す。但し構成は中央執行委員会之を定む

第五章　部門

第十二條　本総聯盟は必要に応じて組織宣伝、調査、教育、厚生、政治、婦人、出版、財政等の部門を設くることを得

第十三條　各部門は中央執行委員会の統制の下に部長一名部員若干名を以て構成し各部を分担処理す、但し部長部員の任免は中央執行委員会之を行ふ

第十四條　各部の細則は別に之を定む

第六章　役員

第十五條　本総聯盟に左の役員を置く
一、中央執行委員長一名、二、書記長一名、三、会計監査三名、

四、部長若干名

第十六條　中央執行委員長は総聯盟を代表し総聯盟事務を統轄しつゝ責に任ず

第十七條　書記長は中央執行委員長を補佐し事務を処理す

第十八條　会計監査は総聯盟の会計を監査す

第十九條　各部長は当該部門の活動を統督す

第二十條　本部役員の任期は一ヶ年とす。但し再任を妨げず

第七章　会　計

第廿一條　本総聯盟の経費は総聯盟参加の各団体の負担するものとす
但し負担額は中央執行委員会之を定む

第廿二條　総聯盟の予算並に決算は大会の承認を経るを要す

第八章　加盟及び脱退

第廿三條　本聯盟に加盟せんとする者は大会又は中央執行委員会の承認を得るものとす

第廿四條　加盟団体にして左の一に該当するものは除名することを得

一、総聯盟の決議、綱領に違反したるとき
二、総聯盟の統制を紊したるとき

第九章　附　則

第廿五條　本総聯盟は目的達成の為め機関紙「　」を毎月一回定期に発行す。

(四)　日本借家人組合の規約、綱領宣言及び指導者名簿

所在地　東京市芝区新堀町三一

創　立　昭和三年十月

団体関係　社会民衆党系

役　員　片山哲、　馬越旺輔、　松永義雄、　宮崎龍介、　笠置薩

規約

第一章　総　則

第一條　本組合は日本借家人組合と称す

第二條　本組合は左の主張を貫徹するを以て目的とす。

主張

一、吾等は組合の結成に依り居住権の確立を期す
二、吾等は家賃の値下げ並に不合理なる敷金制度の改廃を期す
三、家主本位の借家法及び調停法は借家事業の解決に不適当と認め吾等はその改正を期す
四、吾等は合法的手段に依り主張の貫徹を期す

第三條　本組合は賃借家人を以て組織す
第四條　本組合は本部を東京に置き支部事務所は必要毎に各地に置く
第五條　本組合は本規約第二条の目的を達せん為め左の部門をおく
一、組織部　二、法律部　三、教育部　四、出版部
其ノ他組合員の福利増進に必要なる事業を行ふ

第二章　資格加入及び脱退

第六條　本組合員は左の資格あるを要す
一、本規約第三條に該当する者
二、本組合規定の組合費を前納せる者

三、本組合理事会に於て適当なりと認めたる者
第七條　本組合員たらんとする者は規定の申込書に加入金及組合費一ヶ月分以上を添へ申込むべし但し組合員の保証人を要す
第八條　本組合員にして脱退せんとする時は其の理由を明記し保証人連署を以て本部に届出づべし但し役員会の承認を得ることを要す
第九條　本組合員にして其の資格を失ひたる者は脱退を命ず

第三章　権利義務

第十條　本組合員は規定の会費を毎月前納する義務あるものとす
第十一條　本組合員は役員の選挙権被選挙権を有す
第十二條　本組合員は規定に依り本組合の諸集会に出席し発言並に投票の権利を有す
第十三條　本組合員は本規約第五條に規定せる事業の利益を享有す
第十四條　本組合の決議を尊重し之を厳守するの義務あるものとす
第十五條　本組合員の加入金及び会費は如何なる場合と雖も之を返戻せず

第四章　機関